		募集要項等に関する質				該当箇月	F				
NO	文書名	タイトル	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目	令和2年2月27 日 修正版実施方針では「最終的な確定測	回 答 令和3年4月14日実施方針 (4.14修正) 及び令和3年4月30日
1	実施方針	最終的確定測量	5	第1	1	(8)	2	オ	b	量は、事業者が実施することを予定するが、基準点の設置等を を国費による補助を受けて行うために別途契約をするものと する。」とありましたが、これはもうなくなったと考えてよ ろしいでしょうか?	公表の要求水準書の当該項目のとおり、最終的な確定測量 は、本事業に含むものとし、事業者が実施してください。別 途の契約はありません。
2	募集要項	阿知和地区工業団地	2	第2	2	(2)	ア			・開発区域内の調整池及び・・・とありますが、北側の真 活力流域の流末付近に仮設沈砂池を設ける際、事業用地外 を使用する場合、造成協力地として市の負担責任にて借地 (もしくは取得)をしていただける認識でよろしいでしょうか。	事業用地外を使用したい場合には、市は相談に応じます が、基本的には事業者の責任で用地を借地してください。 なお、当該流末行近では、餌場環境の代債措置のために、 休鮮田を使用することになっておりますので、これとの調整 も必要になります。
3	募集要項	阿知和地区工業団地	2	第2	2	(2)	ア			・開発区域内の調整池及び・・・とありますが、北側の真福寺川流域の流末は、真福寺川まで事業用地が接していません。既存の水路へ放流との認識でよろしいでしょうか。	市の業務成果では、既存水路の改修が必要と判断しております。流出量も含めて適切な検討を行い、必要な改修を実施してください。
4	募集要項	阿知和地区工業団地	2	第2	2	(2)	ア			・開発区域内の調整池及び・・とありますが、北側の真 ・開発区域内の調本は、真福寺川まで事業用地が接していませ ん。県道23号からのアクセスは不可能との認識でよろしい でしょうか。	北側の流末については、水路拡幅及び管理者道 (3 m) 整 備の用地を今年度確保する予定です。 詳細は、後日公開を予定している北側排水路の設計成果を 御確認ください。
5	募集要項	市道東阿知和滝1号線	2	第2	2	(1)	1			市道東阿知和滝1号線の幅員4m整備仕様についてご教示ください。	第3種第5級相当の道路整備を想定しています。
6	募集要項	周辺アクセス道路	2	第2	2	(1)	イ			・市道東阿知和滝1号線」については、「特定事業の 選注」等の資料には記載がないものの、「要求水準書P15」 等にも記載があり、今回の業務対象と考えればよろしいで しょうか?	御理解のとおりです。
7	募集要項	事業スキーム	3	第2	6					連出予定企業との協力協定締結の時期はいつ頃を想定していますか。	設計・施工に関する協力協定については、市と進出予定を 業による基本協定の締結以降を予定しています。別途「阿崎 市阿知和 地区工業団地進出予定企業募集事業 第1期 【オーダーメイド対応分】 https://www.city.okazaki.lg.jp/1400/1404/1413/p029124. html を御確認ください。
8	募集要項	設計・施工に関する協 力協定	3	第2	6					進出予定企業募集に関して事業者は関与していないため、 協力協定書締結に当たっては、同募集事業を担当された同時 市を含めた三者契約として職人方が望ましいと考えますが、 如何でしょうか。 また、協力協定書の原案がありましたらご提示願います。	三者契約については、御意見として来ります。 参考として、協力協定の原案を公表します。
9	募集要項	設計・施工に関する協 力協定	3	第2	6					「事業者は、本事業の実施にあたり、選出予定企業と設 計・施工に関する協力版とを締結し」とありますが、事者 と選出予定企業が合意に至らず、協力協定が締結できなかっ た場合の措置はどうなりますでしょうか。	協力協定については、守秘義務を無す前疑として必要と考 よており、複雑な内容とすることは多えておりませんので、 締結可能と考えております。仮に、画盤不可となった場合に は、市と事業者との基本協定書籍結ばこあたっての条件に 「進出予定企業との設計・施工に関する協定の締結」を迫加 します。
10	募集要項	事業スキーム	3	第2	6					進出予定企業との協力協定はどのタイミングで締結予定で しょうか?	
11	募集要項	関係者会議の実施	4	第2	7					進出予定企業との協議により、提案に基づく設計内容の変 更が必要となった場合、施工も含めた変更に必要な費用につ いては、間崎市にて負担して戴ける、との理解でよろしいで しょうか。	進出予定企業との協議に基づき、あらためて設計を開始し ますので、調査・設計業務の対価の変更はありません。施工 業務の対価については、支払方法説明書第4 1 (2)に基づ いた措置を行います。
12	募集要項	関係者会議の実施	4	第2	7					進出予定企業募集事業が不調となった場合、関係者会議は 開催されず、提案に基づく内容で、設計・施工業務が実行さ れる、との理解でよろしいでしょうか。	関係者会議については、進出予定企業の代わりに商工労政 課の職員が出席して開催されます。
13	募集要項	事業者が実施する業務の概要	5	第2	8	(2)	アイウエオ			本事業における事業としてアーオ達例示されています。 ・	御理解のとおりです。特定事業としてSPC又は代表企業が 事業期間中のマネジメントをしてください。
14	募集要項	事業の業務内容	5	第2	8	(2)	1			宅地造成整備の内、スマートICの租造成の詳細設計は、要求水準書P15に記載されている通り事業者の業務でないことでよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
15	募集要項	事業の業務内容	5	第2	8	(2)	1			宅地造成整備の内、スマートICの粗造成の詳細設計は、要 求水準書P15にあるように、事業者の業務でないことでよろ しいでしょうか?	No14を参照してください。
16	募集要項	分譲中の区画の維持管 理業務費用	5	第2	8	(2)	Ď			分譲中の区画のうち、貴市からの引き渡しが未了のものも 維持管理の対象範囲となるため、広募者館の未了部分の想定 条件の違いによって提案価格に不均衡が生じると予想される ます。 公平性の観点から、提案価格算出のための未了部分の想定 について、統一的な条件を提示していただけませんでしょう か?	
17	募集要項	分譲中の区画の維持管 理業務費用	5	第2	8	(2)	Þ			市の責任において分譲されることから、引渡し時点でどの 程度進出企業へ引渡完了しているか予測しようがありません。 ん。 公正な選定のためには、一律な条件提示が必要です。ご提示お願いします。	
18	募集要項	維持管理業務	5	第2	8	(2)	Þ			2年間の維持管理業務費の算出の前提条件として、維持管 理費の募出対象外となる、引渡完了宅地の発生時期及び数量 をご指示下さい。 また、維持管理業務費の支払いは、引渡完了土地の状況に より、実施精算が行われる、との理解でよろしいでしょう か。	
19	募集要項	企業誘致支援業務	5	第2	8	(2)	工			企業誘致活動が追加となった場合に、・・とありますが、協議において費用追加が見込めない場合等により、事業 者は拒否する権利があるとの認識でよろしいでしょうか。	事業契約書第18条第1項、第68条の規定による対価の変更 (又は別途契約)を行いますので当該条文を参照してください。 なお、協議が整ねない場合には、第18条項項を参照してください。 進出予定企業の募集が不調となった場合、企業誘致業務が 追加されることも明確にするため、市と事業者が締結する基本 経度書に条文を追加します。 また、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施力針等に関 する質問への回答(今和2年4月21日)のNo29,30,31に関連回 答がございますので参照してください。
20	募集要項	企業誘致支援業務	5	第2	8	(2)	工			企業誘致活動が追加となった場合に、企業誘致活動に必要 な費用は別途責市からお支払い頂けるという認識でよろしい でしょうか?	
21	募集要項	企業誘致支援業務	5	第2	8	(2)	ェ			進出予定企業募集事業が不調となったことの判断は、事業 契約締結前(基本協定及び事業仮契約締結後)、との理解でよ ろしいでしょうか。	
22	募集要項	企業誘致支援業務	5	第2	8	(2)	т			進出予定企業募集事業が不調となり、企業誘致支援業務内 容を追加する場合、成約義務 (ペナルティ) を想定されてい るのでしょうか。あるいは、想定される可能性があるのであ れば、ご数示下さい。	問への回答におけるNo29の質問・回答を参照してください。

阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7 該当箇所 頁 大項目 中項目 小項目1 質問 優先交渉権者決定時(12月中旬)に、進出予定企業の提案書 類受付は終了(12/6)しています。進出予定企業の応募状况等 について、優先交渉権者に指揮制示して戴けるのはいつ頃を 想定されていますでしょうか。 回 答 週刊予定企業の選定を令和4年1月中旬を予定しており、令和4年2月中旬の設計・施工の協力協定前には、情報開示いたします。 NO 文書名 タイトル 項目2 小項目3 小項目 募集要項 企業誘致支援業務 5 23 第2 (2) 工 企業誘致支援業務の工期は令和4年4月から着手いただき、 ホームページ作成後、速やかに開設していただくことを想定 していますが、詳細については、事業者が、二次提案書様式 8-10 事業工程表において、提案してください。 ジの開設時期は、事業契約締結後のいつ頃を想 __いでしょうか 定すればよるしいで 墓集要項 企業誘致支援業務 5 第2 (2) ェ 企業誘致支援業務において、進出予定企業の募集事業が不 調となった場合に追加業務がありますが、その追加業務の協 誰が不調となった場合でも、本事業契約は継続されるという 理解でよろしいでしょうか。 No19の質問・回答を参照してください。 募集要項 企業誘致支援業務 5 第2 (2) 工 |企業誘致支援業務は、パンフレットの作成、ホームペー |開設等、立地企業の誘致に係る支援を行うものである。」 :記載されています。この「等」に含まれる内容をご教示顧 ます。 要求水準書第4 2 (3)が該当しますが、例えば、マスコ ミ関係者 (テレビ、ラジオ、新聞等) への完成時の投げ込み や取材対応がございます。 企業誘致支援業務 第2 (2) л 「なお、進出予定企業の募集事業が不調となった場合に は、企業訪問等を含めた企業募扱活動を行う業務を追加する ことがある。」と記載されています。この「追加」される具 体的な業務内容をご数示願います。 岡崎市阿知和地区工業団地造成事業宝施方針等に関する質 への回答(令和2年4月21日)のNo31を参照してくださ 27 募集要項 企業誘致支援業務 5 第2 8 (2) x 準備ができ次第、資料を貸与します。貸与時期は7月を予 定しています。 令和3年5月頃に貸与を予定している「外周測量の成果」 こついて、開示願います。 外周測量の成果につい 28 募集要項 第2 8 (2) オ (1) 登記事務は貴市が実施するとありますので、登記費用も事業者は負担しないという理解でよろしいでしょうか? 登記費用が、 登録免許税及び申請代行費用を指し でしたら、御理解のとおりです。なお、境界杭の設置や申請 こ必要な図面等の作成は、確定測量に含みます。 募集要項 登記事務費用 6 第2 8 (2) オ (1) 29 「ただし、維持管理に係る……事業期間の延長について協 議を求める場合がある。」とありますが、延長されるのは事 案契約ではなく、維持管理集份のみを別契約にすると考えて よろしいでしょうか? そして、単価については協議に応じ ていただけると解釈してよろしいでしょうか。 契約変更又は別途の契約のいずれかを想定しており、予 が確保できた後に行います。業務に要する費用は、当初の 務費の内訳から算定される単価をもとに、協議をお願いす 予定です。 30 募集要項 事業期間 7 第2 10 "調整池の土砂の流出状況等に応じ、事業期間の延長について協議を求める場合がある"とありますが、具体的にどのような場合に延長の判断となるのでしょうか、又延長となった場合は調整池のみの維持管理で良いのか、業務責任者に専徒の必要を課せられるのか、延失期間は最大どの程度を見込んでいるのかをお示し頂きたい。 維持管理期間において、調整池に流入する土砂の状況等に 応じ協議を求めます。 No30に記載のとおり、事業契約の変更とする場合には、要 水水準書に不維持管理を継続して頂きますが、個別契約と する場合には、維持管理の対象とする施設及び体制等につい する場合には、維持管理の対象とする施設及び体制等につい でも200年といます。 31 募集要項 事業期間 7 第2 10 、協議を行います。事業期間の延長については、1年を見込んでいます。 ただし、維持管理に係る・・・とありますが、事業契約の 期間を延長ではなく、延長されるのは「維持管理」と明記さ れていますので、維持管理業務のみを別契約にするとの認識 でよろしいでしょうか。 No30 31を参照1.でください 32 募集要項 事業期間 7 第2 10 令和7年3月末の施設引渡し・・・とありますが、令和9年3 月末との認識でよろしいでしょうか。 御理解のとおりです。修正いたします。 33 募集要項 事業スケジュール 7 第2 11 「令和7年3月末の施設の引渡しを前提として」、とありますが、これは「令和9年3月末」でよろしいですか? No33を参昭してください。 7 1 34 募集要項 事業スケジュール 第2 11 (2) (仮称)岡崎阿知和スマートインター造成協力地の引き渡し時期は、 基本工程表にある令和8年度末との認識でよろしいでしょう かっ 造成協力地は、令和7年度末に引き渡してください。 募集要項等を修正します。 第2 募集要項 造成協力地について 8 11 p7のスケジュールの補足としてPNに (参考)として基本工程が示されています。この工程の場合、調査・設計実施中にアクセス道路の用地買収が予定されていますが、これは市の担金額額から足別によす。この用地買収に伴う設計緩行中の設計変更については費用負担は市が担うというとでよろしいでまた。設計変更に伴う工期証券も、参考・トローンをプローンをできる。 北アクセス道路の設計は市が実施するので、事業者が設計 する開発に域内の場内道路との接続について、接続位置や高 さは、設計条件として設定し、変更が生じないようにしま す。よって、用地質収に伴う設計履行中の設計変更、工期延 長については想定していません。ただし、不適の事態となっ た場合には、協議によって決定します。 第2 募集要項 スケジュール 8 11 また、設計変更に伴う工期延長も考慮されるということで よろしいでしょうか? 御理解のとおりですが、施設の引渡しについては、遵守してください。 (参考) 関連公共整備 (参考) として、基本工程表をご提示いただいています が、必ずしも拘束されないと考えてよろしいでしょうか? 及び宅地造成業務に係 る基本工程表 37 募集要項 8 第2 11 【SPCを組成しない場合】において、代表企業と構成企業で共同企業体を構成せず、工事請負契約を前提としたグループでの応募も認められると考えてよろしいでしょうか。 本事業は、基本協定書に示すとおり、複数企業による応募 の場合は、SPCの組成又は特定事業共同企業体の組成を前提 としています。 【SPCを設立しない場合】の応募者の体制 38 募集要項 第3 1 (3) 構成企業とは「広募者の構成員のうち、代表以外の企業」とあり、募集要項P.11-第3-2-(2)で「応募者の構成員は、次の参加資格要件を満たすとと」し、設計業務・施工業係、水道施設を除く)・維持管理業務・企業務支支援業務の各業務を行うものに限定されています。そのため、水道施設工の設計や配工を担当する者は、要求水準書 P.20-第2-(2)-(2)で資格要件が定められているにも関わら「構成企業になることができません」しかしたが、前途の設計を設定を発し、しかしたが、前途の設計の設計や施工を担当する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることができない理する者が構成企業になることを認めていただけないでしょうか。 水道施設の設計及び施工については、応募時においては担 当する者を特定しなくともよいこととしたため、広募者とし ての資格學性を規定しておりませんが、構成長となることは 可能です。この点は、企業誘致支援業務を実施する者に資格 要件がないことに同じです。 水道施設工については、要求水準書要求水準書第2 2 の。 可能です。この思は、近米病数又核米粉を突患する名に質情 要件が次いことを同じです。 水道施配工については、要求水準書要求水準書等2 2 (2) ②にあるとおり、設計又は施工に着手する前に、資格 要件を値にすことの確認を受ける必要があります。 水お、応募制なで構造企業となった者は、素要項第 3 1 (国に規定されているとおり、他の応募をの構成になる ことができず、このことは事業が始まってからも同様です。こ 【SPCを設立しない場合】の構成企業 第3 募集要項 1 (3) 39 9 応募者の構成員は、他の構成員となることはできません が、下諸子定業者となることを妨げるものではありません。 関連として、岡崎市阿知和地区工業団地造成事業実施方針 等に関する質問への回答(令和2年4月21日)Mo72を参照して SPCを設立する場合、応募者の構成員である協力企業は、 他の応募者の下請負予定業者となることは可能でしょうか? 複数応募の禁止につい 10 募集要項 第3 (4) 工業団地に限定されるものではありません。様式2-6-1を 修正します。 募集要項では開発面積10ha以上の開発許可の実績を求めて いますが、様式集では工業団地の名称、所在地を求めていま す。工業団地限定と考えるべきでしょうか。 『募集要項』 設計者の実績について 募集要項 11 第3 2 (2) ア b 41 「施工業務を実施する者は、建設業法第26条に基づく監理 技術者又は主任技術者を専任かつ常駐で適切に配置できる者 で、次の要件を満たす者であること。」と記載されていま 御理解のとおりです。 で、次の要件を満たす者であること。」と記載されています。 この「監理技術者又は主任技術者の専任かつ常駐」は、現 撮鉱工期間のみを考えていますかよろしいでしょうか? 要求水準書か、9の「事業者の設計・工事整理体制」におけ ろ「工事・設計者間に調整」が現場施工開始前に開催される 場合は、現任かつ常駐の祭史はないと考えてよろしいでしょ 施工業務(水道施設を 除く。)を実施する者 の要件 42 墓集要項 11 第3 2 (2) 1 の要件 監理技術者又は主任技 術者の専任かつ常駐 当該資格は、施工において甲型JVを考えた場合代表企業が 所有していればよいと考えてよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。 東名高速道路跨道橋を 担当する者の要件 43 募集要項 12 第 2 (2) 1 (4) 企業誘致支援業務を複数の構成員で実施する場合、企業誘 致支援業務のみを実施し、「アー設計業務」又は「イー施工 業務」を実施しない企業を起用して問題ないでしょうか。 御質問の場合については、御理解のとおりです。 企業誘致支援業務を実 募集要項 12 第3 (2) 44 2 л 労災事故といっても、態様は様々であり、一律に対応方針 を定めることは困難のため、その状況に応じ、市長が判断し ます。 参加資格確認後、「契約締結までの期間に ※加減恰幅総後、「契約締結までの期間に……当該応募者 は市と協議するものとする。」とありますが、労災事故のよ うな場合は、失格にならないと考えてもよろしいでしょう か? 参加資格の確認及び失 45 募集要項 12 第3 2 (3) 格要件 参加資格確認後、契約締結までの期間に・・・とあります が、労災事故のような場合、参加資格要件を欠く事態とはな らないとの認識でよろしいでしょうか。 No45の質問・回答を参照してください。 参加資格の確認及び失 格要件 46 募集要項 12 第3 2 (3)

		募集要項等に関する質				該当箇月	听			
NO	文書名	タイトル	頁	大項目	中項目	小項目1	1 小項目2	小項目3 小項目	競争的対話において、それぞれの席上であがった貴市から 応募者へのご意見等は、その他の応募者にも公表されると考	回 答 対話の内容は、応募者の提案内容に関する事項であるため 原則公開しません。ただし、公平な競争環境を確保するた
47	募集要項	各競争的対話における 貴市からのご意見等	16	第5	7				えていてよろしいでしょうか。	め、全ての広募者において認識を共有する必要があると判断する事項についてはホームページで公開します。公開する内容については、必要に応じて市から応募者に対して公開前に確認をとります。
48	募集要項	二次提案書に関するプ レゼンの実施方法につ いて	16	第5	9				一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ヒアリングの時間配分は、移動、準備5分、プレゼンテーション20-30分、質時に落20-30分、片付け・移動5のの計 160分を予定していますが、審査委員会にて詳細を決定し通します。 広募者が提示できる資料等は接受事に記載のかる事項のみとします。 技楽者に記載のかい追加資料の配付は認めません。 ただし、提案した設計に基づくバース、模型、WR 等については、プレーション時に出口がて提案しても構わないでは、プロジェクター、電源延長カードは市で用意しますが、それ以外のプレゼンテーションに必要な機器 (パンコン、接続ゲーブル等)は、広募部が持参してござい。 また、ビアリング 情傷場所の事前下見についても、要望があれば実施する予定です。
									「情報公開請求があった場合は、」「提案書を公開するこ	岡崎市情報公開条例では、第7条各号に非開示情報が規定
49	募集要項	情報公開	18	第5	11	(12)			とがある。」とありますが、提案書は我々のノウハウであり、特許に関わる事項が含まれることもあります。情報公開 を拒否することは可能でしょうか?	されるとともに、第15条に意見聴取の手続がありますので、 これらの手続により適切に取り扱われるものと考えておりま す。
50	募集要項	情報公開	18	第5	11	(12)			情報公開請求があった場合は、提案書を公開することがある。とありますが、情報公開を拒否することは可能との認識でよろしいでしょうか。	No49の質問・回答を参照してください。
51	募集要項	提案価格の上限	19	第5	12				税込みの価格が表示されていますが是抜き金額を教えても らえないでしょうか?1.1で割り切れません。	提案価格は、予算による上限価格ですので、税抜き金額と いうものは存在しません。
52	募集要項	設計変更	19	第5	12				造成工事の性能発注区分において、 設計変更対象は、土軟硬のみで、それ以外は一式無増減の 考えでよろしいでしょうか?	土軟硬判定については、現段階から設計変更が想定されて います。それ以外にも要求水準書には、協議すべき事項を記 載しておりますので、ご確認ください。当該項目以外にい ては、事業契約書第17条、第42条、第43条に基づき、合理的 な事由がある場合には、変更の対象になります。
53	募集要項	提案価格の上限	19	第5	12				税込み価格で明記されていますが、税抜き価格はいくらで しょうか。1.1で割り切れません。	No51の質問・回答を参照してください。
54	募集要項	予定価格について	19	第5	12				募集要項に記載の予定価格の内訳について、詳細な項目に ついて、開示願います。	予定価格のうち仕様発注分について、設計書(金抜き)を 貸与資料に追加しますので、項目を御確認ください。
55	募集要項	提案価格の上限	19	第5	12				参考で予定価格の内訳が公表されていますが、提案価格の 内訳は、公表されている内訳に収まっていなければならない のでしょうか。それとも、総額で収まっていれば良いとの理 解でしょうか。	仕様発注分について、通常の入札と同様に予定価格を上回 ることができません。同様に、性能発注分についても、提案 価格は記載の価格が上限となります。 募集要項等を修正します。
56	募集要項	埋蔵文化財包蔵地につ いて	22	第7	1	(3)			現在、調査を行っている埋蔵文化財について、保存すべき 文化財等、計画に影響することはありますか?	現在までの調査におきましては、現地保存すべきものはありません。
57	募集要項	地区計画について	22	第7	1	(3)			想定される地区計画の規制内容等についてご教示ください。	西三河都市計画区域区分の変更について (阿知和地区) https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1567/1637/p026465. html にて公開しておりますので、御確認ください。
58	募集要項	本事業に関する資料等	23	第7	2	(1)			欄外に記載されている※「令和元年度(仮称)岡崎阿知和x マーレクチュンジ詳細設計業務 報告書」等の貸与時期はいつ頃 になりますでしょうか?また即で貸与について周知されます でしょうか?	準備が出来次第、貸与します。貸与時期は、7月頃を予定 しています。
59	募集要項	本事業に関する資料等	23	第7	2	(1)	欄外		令和元年度(仮称)岡崎阿知和スマートインターチェンジ詳細設計業務 報告書等の貸与時期はいつ頃を想定していますか。	No58の質問・回答を参照してください。
60	募集要項	貸与資料について (追加)	23	第7	2	(1)			「合和元年度(仮称) 関幅阿加和スマートインターチェン ジ詳細設計業務報告書」「合和元年度市道回崎阿加和スマートインター機詳細設計業務報告書」「合和元年度市道回崎阿 加和スマートインター機詳細設計業務その2 報告書」について、関元難います。	No58の質問・回答を参照してください。
61	募集要項	貸与資料について(追加)	23	第7	2	(1)			追加で開示される貸与資料について、中身の精査後改めて 質疑は可能でしょうか?	予定はしていません。計画に影響するものは、競争的官民 対話にて、事前に質問してください。
62	募集要項	貸与資料	23	第7	2	(1)			(1) 貸与資料の一覧に記載のある資料は、令和2年度7月17 日に公表された資料と同じものと判断してよろしいでしょう か。	御理解のとおりです。 貸与資料の追加は、募集要項の修正ではなく、ホームページにて御案内いたします。
63	募集要項	『募集要項』 貸与資料の一覧	23	第7	2	(1)			昨年度の実施方針等に関する質問への回答21で、令和元年 ~2年度において市が追加の地質調査を行うとのことでした が、その資料は提示頂けないでしょうか。	追加開示します。用意ができましたら、これまでと同様に お知らせします。
64	募集要項	貸与資料の一覧	23	第7	2	(1)			貸与資料の一覧に記載のない「阿知和地区工業団地造成事業に係る地質調査業務」の貸与をお願いいたします。	No63の質問・回答を参照してください。
65	募集要項	土地取得に関する事項	24	第7	3				「阿知和地区工業団地に係る用地は既に契約済みで市 が取得する予定」とありますが、手続きが遅れた場合の費用 負担は、貴市の負担と考えてよろしいですか?	御理解のとおりですが、その処置については、事業契約書 第46条から第49条に基づきます。
66	募集要項	土地取得に関する事項	24	第7	3				阿知和地区工業団地に係る用地は既に契約済みで・・・と ありますが、万が一予定から遅れた場合の費用負担は、市の 負担責任との認識でよろしいでしょうか。	No65の質問・回答を参照してください。
67	募集要項	基本協定の締結	26	第8	1				基本協定締結前に進出予定企業募集事業が不調となること が想定される場合や、優先交渉権者との企業誘致支援業務の 追加業務付客についての協議が調かず、次点交渉権者との協 職に移行する場合は、優先交渉権者に対しては同時市にしては同時市は うる強も金及び損害賠償は発生しない、との理解でよろしいで しょうか。	を進めてまいります。 追加となる企業誘致支援業務は、基本協定締結前に協議す
68	募集要項	事業契約の締結	26	第8	3				適出于定企業募集事業が不調となった場合や、優先交渉権 者との企業誘致支援業務の追加業務内容についての協議が調 わず、優先交渉権者と事業仮契約結請と広点交渉権者との 協議に移行する場合は、優先交渉権者に対しては回崎市に対 する議論金及び損害賠償は発生しない、との理解でよろしい でしょうか。	No67の回答を参照してください。
69	募集要項	リスク分担について	27	第8	6	(2)			予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別添了「事業契約書(策)」に定めるとおりと記載されていますが、事業計画書(策)の別紙3.4に加え、実施方針でお示しいただいているリスク分担表も事業契約書に添付していただけるとの理解で宜しいでしょうか?	事業契約書第8条に基づき、実施力針におけるリスク分担 表も事業契約図書の一部として取り扱います。
70	募集要項	議会の議決	29	第9	1				議案の否決が、本件事業の取り止めを意味するのであれば、市は優先交渉権者に生じた損害を負担して戴ける、との理解でよろしいでしょうか。	基本協定書第10条及び第13条を御確認ください。
71	募集要項	議会の議決	29						「議案が否決された場合において~市はその賠償の責めを 一切負わない。」とありますが、実施方針30頁には「※1 市議会の議が得られないことにより、契約締結が遅延・中 止した場合、それまでに要した市及び事業者(優先交渉権 者)の費用は、それぞれの負担とする。」とあり、質疑N。 217では「議会承認が得られない場合は、市及び事業者の双 力の負担で多えています。」とご回答いただいていることか ち、議会が否決された場合の優先交渉者の負担は、否決まで に要した費用に限定されるということでよろしいでしょう か?	御理解のとおりです。
	1	l	<u> </u>	:	i	<u> </u>	i	: :		<u> </u>

 阿知和地区工業団地造成事業
 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7月2日)

 NO
 文書名
 タイトル
 頁
 大項目・中項目・小項目2・小項目2・小項目2・小項目3・小項目4

NO	文書名	タイトル	頁	大項目	中項目	小項目1	小項目2	小項目3	小項目4	質問	回答
72	要求水準書	スマートICの粗造成	1	第1	2	(2)	ア			スマートICの粗造成に関する条件(施工の時期等)をご 教示願います。	No35の質問・回答を参照してください。
73	要求水準書	関連公共施設 場内道路	1	第1	2	(1)	ア	(7)		要求水準書 添付資料1(下図)に記載されている場内道路 以外に、事業者が提案する場内道路は、「市道」とされるお 考えでしょうか?	要求水準審添付資料2に記載されている(市が詳細設計を 行う区間)を除き、場内道路は、全て事業者の提案によるも のであり、私資でないものは、全て市道認定を行うことを想 定しております。
74	要求水準書	協議・許認可の取得	4	第1	6	(2)	オ			許認可の取得は、基本的に市が行い・・・とありますが、 「募集要項」では、協議資料の作成までと記載されていま す。整合していただきたく思います。	要求水準書の記載に合わせ、募集要項の記載を修正します。
75	要求水準書	協議、許認可の取得について	4	第1	6	(2)	オ	(ア)		「許認可の取得等は基本的に市が行い、事業者は許認可の 取得等に係る協議用資料の作取及び看板、チラシ等の説明会 の開催に必要な準備を行う。」とありますが、事業者は協議 の場への参加や、例えば林地開発の周辺住民の同意取得等へ の立ち合いは不要との理解で宜しいでしょうか?	資料だけでは説明しきれない場合や、質疑がある場でその 場で回答した方がよいと考えられる場合には、協議の場に同 席をお願いします。
76	要求水準書	道路に関する協議	5	第1	6	(2)	才	(ア)		道路計画に係る道路管理者との協議の対象は本業務で設計 する造成区域内道路のみということでよろしいでしょうか? 合わせて公安協議についても造成区域内の協議のみを対象と かんがえてよいでしょうか?	御理解のとおりですが、要求水準書第2 2 (2) エ (ウ) 道路標識設置については、開発区域外にもありますの で、公安協議等を行うための資料を作成してください。
77	要求水準書	道路に関する協議	5	第1	6	(2)	オ	(ア)		橋梁架け替え工の協議について、協議結果により市で実施 した設計内容から変更が生じた場合の設計費用は市が負担の 対象となると考えてよいでしょうか?	御理解のとおりです。
78	要求水準書	本事業を確実に遂行す る事業者の体制の構築	9	第1	11					【事業者の設計・工事監理体制】において、「市及び進出 予定企業等との調整」は、募集要項p.8に示されている調 意・設計が開始される年p ((参考) 合和4年4月) からと考 えてよろしいでしょうか?	御理解のとおりですが、早期に開始する要望があれば、そ の方向で調整します。
79	要求水準書	本事業を確実に遂行す る事業者の体制の構築	9	第1	11					[事業者の設計・工事監理体制]において、「工事・設計 者間の調整」は、募集要項り、8に示されている施工が開始さ おの年月((参考)令和5年10月)からでよろしいでしょう か?	契約締結後の設計開始から予定しています。一次提案書様 式3-5、二次提案書様式8-4-1において、事業者が考える工 事・設計者間の調整について明確にしてください。
80	要求水準書	本事業を確実に遂行す る事業者の体制の構築	9	第1	11					【事業者の設計・工事監理体制】の工事に係る主任技術 者・監理技術者・品質証明員・終括安全衛生責任者は、募集 要項p.8に示されている基本工程表の施工が開始される年月 (参考)令和5年10月)に配置することでよろしいでしょ うか?	基本工程表の時期は一例を示したものであり、工事に着手する前に配置してください。
81	要求水準書	質権	10	第1	12	(1)	7	(†)	с	「質権設定を行う」とありますが、令和2年4月21日質疑回 答にて「受取人を貴市とした保険証券の提出で代えることは 可能か?」という質問に、「工事履行保証証券の提出で代え ることも可」と記載されています。この回答に従い、保険証 券を提出して質権を設定しないことも可能と考えてよろしい でしょうか?	御理解のとおりです。記載について修正します。
82	要求水準書	要求水準書(案)	14	第2	2	(1)	ア	(4)		「猛禽類の餌場となるビオトープ (7,000㎡以上) の配 選入とわりますが、別途公表された「進出予定企業募集事業 (第1朔) [オーダーメイド対応分]」においては、「7,000㎡以上の餌場環境の代償措置となるビオトープ等の整備」となっております。進出予定企業によどゼオトープ以外の代償措置の提案受入れも予定しておられますでしょうか。	ビオトーブの定義に対する解釈にもよりますが、一般的に は、餌場環境の代儀措置と成り得るものは、ビオトーブに該 当すると考えております。 進出予定企業は、7,000㎡以上の餌場環境の代債措置に加 えて、その他の措置を行うことができます。 自然環境保全対策に関して、内容を明確にするため、要求 水準書を修正するとともに、資料(添付資料9)を追加しま す。
83	要求水準書	エネルギーセンター	14	第2	2	(1)	7	(†)		エネルギーセンターとは、どのような機能を持った施設を 想定しているかご教示願います。	環境施設については、進出企業により最適なものを選択する予定であり、現段階で具体の想定はありません。
84	要求水準書	エネルギーセンター	14	第2	2	(1)	ア	(†)		エネルギーセンター・水素ステーションは、場内道路から 乗り入れ可能な場所に確保する必要がありますでしょうか。	御理解のとおりです。 場内道路又は市道東阿知和滝1号線からの乗り入れができ るよう計画してください。 なお、市道東阿知和滝1号線からの乗り入れとする場合 は、当該道路について、市の開発許可に適用される技術的基 準に基づく道路幅員としてください。
85	要求水準書	環境施設	14	第2	2	(1)	7	(ウ)		市が環境施設(3000㎡〜4000㎡)の設置を検討とのことですが、その計画に付帯するインフラ関連などの設計は本業務に含まれますか?その内容についてかかる経費は市が負担するということでよいでしょうか?	当該計画に付帯する設計は本業務に含んでおりません。本 業務に追加する場合には市が負担します。
86	要求水準書	フェンス及び門扉	14	第2	2	(1)	ア	(才)	a	緑地等の形状や井戸の位置を勘案して市が決定する。とあ ります。協議の余地もないことから、別途費用として認識し てよろしいでしょうか。	記載のとおり、本事業に含まれております。
87	要求水準書	井戸の再整備費用	14	第2	2	(1)	r	(1)	b	工事に支障がある場合、現在の井戸を撤去した後井戸を再 整備することになっています。その場合の再整備費用は、責 市で負担していただけますしょうか?	井戸の整備は、撤去前に行う必要があります。モニタリングに影響がないことを確認するために、重複して稼働する期間が必要です。 工事に支障がなければ移設する必要がありませんので、必要な場合にその費用を見込んで提案してください。市が別途負担することはありません。
88	要求水準書	岡崎北部一般廃棄物処 理場の井戸の再整備	14	第2	2	(1)	ア	(1/)	b	「~。再整備にあたっては、ボンブ等の付帯する設備も含めて行う。~」と記載されていますが、現状物の構造や仕様が記載された資料のご提示をお願いします。	貸与資料16 北部一般廃棄物最終処分場竣工図の原水ビット一般図を参照してください。
89	要求水準書	本事業の対象とする道路の区分	15	第2	2	(1)	1	(ア)	※ 2	本事業で活用する土砂の受入れを行う。とありますが、「募集要項」のPB基本工程表によると、施工時期は同時期となっています。本事業での唯一の主通と動所であるため、南アクセス道路整備は、本事業の施工開始時には完成している必要があると考えます。 責市のお考えをご教示願います。	り、南アクセス道路が完成していなくとも造成事業は可能と
90	要求水準書	南・西アクセス道路に ついて	15	第2	2	(1)	イ	(ア)		土砂の受入れの時期についてご指示願います。	未定であり、明確になった時点でお示しします。 西アクセス道路については早期 (場合によっては、造成事業の工事着手前) に、土砂の仮置きをさせていただきたいと考えております。
91	要求水準書	渋滞緩和	15	第2	2	(1)	1	(1)		道路計画で渋滞を緩和する措置を選するとありますが、その対策対応が各アクセス道路に影響する場合 (レーンの延伸等) はその修正設計は市の方で対応するということでよいでしょうか?	各アクセス道路に影響が出る時点で、その内容及び対応について協議をするものとします。
92	要求水準書	北アクセス道路の平面 設計及び縦断線形の変 更について	15	第2	2	(1)	1	(1)		北アクセス道路において計画地区北端境界付近の計画地区 内側の平面線形及び道路級肺線形は、今後、北アクセス道路 詳細設計と調整を図ることを前提に変更することは可能で しょうか。	変更をすることは可能ですが、用地の取得もありますので、早い段階で調整をしていただくようにお願いします。
93	要求水準書	北アクセス道路の平面 設計及び縦断線形の変 更について	15	第2	2	(1)	1	(I)		北アクセス道路の予備設計の成果データを貸与させて頂く ことは可能でしょうか。	準備ができ次第、貸与資料に追加します。
94	要求水準書	場内道路について	16	第2	2	(1)	1	(カ)		参考として標準横断構成図が示されていますが、全幅を変 更しなければ道路内の構成は変更可能でしょうか?	標準横断構成図は、あくまでも参考であり、幅員も含めて 決定したものではありません。御提案ください。
95	要求水準書	市道東阿知和和滝1号線	15	第2	2	(1)	1	(キ)		区域外に市道東阿知和和徳1号線の設計・施工を行うとあ りますが、既存測量図等の資料はどの範囲(エリア)まであ りますか・?	現況測量としての航空レーザー測量の成果は周辺の分があります。また、募集要項の第2 多者 (イ) に記載のある外間測量の成果においても、境界付近の測量成果が記載されており、準備ができ次第、公開をいたします。
96	要求水準書	市道東阿知和滝 1 号線	16	第2	2	(1)	1	(‡)	_	「〜幅員4mの市道としての再整備を行うこと。」とありますが、他の場内道路と同様に標準横断構成図のご提示をお願いします。	No5の質問・回答を参照してください。
97	要求水準書	『要求水準書』 市道東阿知和滝1号線に ついて	16	第2	2	(1)	1	(+)		市道東阿知和施1号線改修に伴う、設計緒元を提示いただ きたい。また、道路改良に伴う河川法手続きは工業団地事業 と別途として扱うかご教授願いたい。	No5の質問・回答を参照してください。 道路改良に伴う諸手続は、工業団地とは別に行う必要があります。

		募集要項等に関する質			194	該当箇月	f				
N0 98	文書名 要求水準書	タイトル	17	大項目 第2	中項目 2	小項目1	小項目2 才	小項目3	小項目	平成30年3月実施の自然環境保全調査によると、工事施工 への制約(時期、施囲) ピオトープの整備のみとの記載があ るが、場合により発破を採用する場合、再度環境影響調査を 実施することになりますか。 その期間および費用は事業者の責めに帰すべき事由とはなら ず市の責任で実施するとの認識でよろしいでしょうか。	を実施してください。
99	要求水準書	自然環境保全対策について	17	第2	2	(1)	オ	(ア)		仮設で実施する自然環境保全対策について、対象となる生 物種の種類、生体数、保全エリアの面積等ご指示願います。	既に公表されている岡崎市阿知和工業団地造成事業に係 生活環境等影響調査補完調査資料を確認してください。
100	要求水準書	自然環境保全対策について	17	第2	2	(1)	オ	(ア)		自然環境保全対策について、造成工事の施工に際し、重要 種の保護の為、制限されるエリア・期間、について特別な配 慮が必要であればご指示額います。	既に公表されている岡崎市阿知和工業団地造成事業に係、 生活環境等影響調査及び補完調査資料を確認してください。 制限されるエリアはありませんが、サシバ・ハチクマの§ 確期に留意した工程としてください。
101	要求水準書	動植物の移植	18	第2	2	(1)	才	(7)		(施工期間中の措置)の動植物の移植が施工者になっていますが、事業がジュルの変更に伴い、すでに済んでいるのではないでしょうか?	これまでに確認されている重要種で、市が改変されるとが 定した区域内のものは、移植を終えております。 ビオトー: 1~3は、当版区域とはしておりません。 重要種の移館は市が、餌場環境の代債情量のための移館 事業者が、それぞれ行うものですので、明確となるように! 求水準書を修正します。
102	要求水準書	ビオトーブ (移植)	18	第2	2	(1)	才	(1)		(イ) では動植物 (鳥類除く) の移設は市が実施し、事業 者は副場環境の整備とあるが、同ページの上部の自然環境保 をに係る役割区分の表中では成改の移植・事業者となっている。これは民間では学職者との調整も困難なため(イ) 文中 のとおり事業中の移設も市が負担ということでよろしいで しょうか?	動植物重要種(鳥類を除く。) の移殖は、市で実施する。 で、事業者は協力してください。 自然環境を対策に係る役割区分、内容について明確に るため、要求水準書を修正します。また、資料(添付資料 9)を追加します。
103	要求水準書	ビオトーブ	18	第2	2	(1)	オ	(4)		施工中に事業者が整備 (仮設) するピオトーブ (7,000㎡ 以上) について、関係者会議で進出予定企業との協議の結 果、これが本設となる可能性を想定しておられますでしょう か?	御質問の可能性について、否定するものではありません が、現在の餌場環境が消失する前に、本意の餌場環境を整 し、機能させることは困難と考えます。 自然環境保全対策に関して、内容を明確にするため、要 水準書を修正するとともに、資料(派付資料9)を追加し; す。
104	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	才	(4)		仮設ビオトープ7,000㎡は、施工開始時から竣工時まで、 ずっと同じ場所で維持する必要がありますか。それとも、工 事の進持に送い、仮設ビオトープの位置が変わっても、常に 仮設ビオトープの合計面積が7,000㎡以上であれば良いので しょうか?ご教示ください。	仮設のビオトープは、餌場環境の代債措置として適切ないである必要があります。その前提で、移動させることにいては不可能ではありませが、賞集別に餌である生物が育っている必要はあります。 自然環境保全対策に関して、内容を明確にするため、要、水準書を修正するとともに、資料(旅行資料9)を追加し、す。
105	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	オ	(1)		仮設ビオトーブについて 本工事でのビオトーブとの認定 にあたっての定義、面積算でする際の基準はありますでし うか?ビオトーブの構成要素は、水辺だけでなく、それに付 軸する樹木や草地も含まれ、魔界暴の帰着方で面積算定値が 変わるのではないかと考えます。ご数示ください。	簿指摘のとおりですが、もともとの知識が7.50m程度の 採出であったことに留意していただき、専門家の理解を得ら れるものとしてください。
106	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	オ	(4)		仮設ビオトープに関する要求水準は事業者が決めるとの認 識でよろしいでしょうか?ご教示ください。	No104、105の回答を参照してください。
107	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	オ	(4)		【(参考)ビオトープ及び移植先候補地】に記載されているビオトープについても施工中のビオトープとして活用してもよろしいでしょうか?	ビオトーブ1は、猛禽類の専門家より「周囲に樹木が多 狭いので、サシバの餌場向きではない。」と意見をいただ ております。しかし、餌場環境の代情措置として適切に整 されるのであれば、その可能性を否定するものではありま
108	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	オ	(4)		【(参考) ビオトーブ及び移植先候補地】に記載されている休耕田ですが、現状は一部耕作地があります。ビオトーブ 及び移植先として利用できる 休耕田の範囲(面積)を教えていただけないでしょうか?	ん。 休耕田については、その一部を水路改修の用地とするこ も含め、現在資料の作成をしておりますので、準備ができる 第、資料を貸与します。
109	要求水準書	ビオトープ	18	第2	2	(1)	オ	(1)		植物類及び動物類 (鳥類を除く) の移植・・・とあります が、上段の表では、仮設の移植は「事業者」となっている。 整合していただきたい。	No102の回答を参照してください。
110	要求水準書	ビオトープ	18	第2	2	(1)	オ	(4)		ビオトープ2および3を仮設として活用する場合、ソメイヨ シノはビオトープに適さないため撤去することは可能でしょ うか。	サクラについては、一部移植の相談をするかもしれませんが、基本的には撤去していただいて構いません。
										「(イ) 植物類及び動物類 (鳥類を除く) の移植は市が行 うが、施工中の餌場環境(7,000m2以上のビオトープ) の整 備(仮設) は事業者が行うものとする。」 と記載されてい	御理解のとおりです。 NO102の質問・回答も参照してください。
111	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	オ	(4)		ます。 「植物類及び動物類(鳥類を除く)の移植は市が行う が、」は、本整備のことを示しており、上表にありますよう に「仮設(施工期間中の措置」は事業者、「本整備」は市と の理解でよろしいでしょうか?	
112	要求水準書	自然環境保全対策	18	第2	2	(1)	オ	(†)		ビオトーブの租造成の内容を具体的にて教えていただけないでしょうか?※P.25の造成協力地の租造成と同じではないと思います。	ビオトーブの相造成は、水田と類似した環境整備(水張等)にあたっての土工工事、樹木伐採等を想定しておりまか、内容は進出予企企業が決定します。 なお、ビオトーグの整備イメージは、岡崎市阿知和工業、地造成事業に係る任活環境学等書類者制売額査資料90の 「水辺環境整備イメージ」を参照してください。
113	要求水準書	進出予定企業が整備す るビオトープについて	18	第2	2	(1)	オ	(†)		調整池の流下能力を阻害することなく、防災管理上において問題がない場合、調整池の一部をピオトープとして活用し、ピオトープの面積として含めることは可能でしょうか。	ビオトーブの内容として、餌場環境の代債措置として適せ であることが前提となります。 ビオトーブの位置については、進出予定企業が決めるも であり、進出予定企業がそれを受け入れた場合のみ、可能 なります。よって、提案時点では適切ではありません。
114	要求水準書	水道施設設計業務資格 保有企業	20	第2	2	(2)	2	(7)		水道建設に伴う設計を担う者が満たす条件が記載されています。 令和2年4月21 百賢短回答ね348に「 質問における 道施設設計の資格要件を満たす者は、市の承認を得たうえ 「構成員以外の第三者に委託又は請け負わせることでも表 わない」されていますので、ここで言う資格は実際に設計を 担当する企業が有すればよいとの理解でよろしいでしょう か?	御理解のとおりです。
115	要求水準書	資格確認日	20	第2	2	(2)	2	(7)	b	資格確認日とはいつでしょうか?	応募者の構成員となる場合には、募集要項第3 2 (3) に基づき、参加表明書の提出期間の最終日とします。 それ以外の場合には、設計又は施工に着手する前に確認すことになっていますので、市による確認日とします。
116	要求水準書	水道施設施工業務資格 保有企業	21	第2	2	(2)	2	(4)		水道建設に伴う施工を担う者が満たす条件が記載されています。今和2世4月21日賞販回答4051にて「質問における「質問における、 道施設設計の資格要件を満たす者は、市の承認を得たうえ 「構成し別外の第三者に金託又は請け負わせることでも考 わない」されていますので、ここで書う資格は実際に施工を 担当する企業が有すればよいとの理解でよろしいでしょう か?	御理解のとおりです。
117	要求水準書	仕様水量の変更時期	21	第2	2	(2)	2	ア	(ウ)	「適出企業の使用水量により、変更することがある。」と 記載されていますが、それは何時ごろ決定されるのでしょう か?	使用水量の変更については、進出企業の使用する水量が 定よりも少なくなる見込みとなった場合に、規模を縮小十 ことを想定しております。 このため、変更が可能な時期について、早期に協議させ いただきたいと考えております。
118	要求水準書	要求水準書(案)	21	第2	2	(2)	2	ア	(9)	施工業務完成後に提出する書類等及び部数が記載されてお りますが、部数等、事業契約書「別報2 提出書類」の記載 と必ずしも一致しておりません。事業契約書との整合をお取 りただけませんでしょうか?	整合がとれるように修正します。
119	要求水準書	仁木浄水場監視制御シ ステム	23	第2	2	(2)	2	ゥ	(7)	仁木浄水場監視制御システムの遠方監視について、現在使 用している機材や仕様をご教示願います。	準備ができ次第、資料を貸与します。

| 阿短和地区工業団地造成事業 | 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7月2日) | 該当節所 | X0 文書名 | タイトル | 頁 | 大項目:中項目:小項目2:小項目3:小項目3 | 北アクセス道路に関する工事内容の詳細をご提示いただけ | 今年度、詳細設計を行いますので、詳細となると来年度

NO	文書名	タイトル	頁	大項目	中項目	小項目1	1 小項目2	小項目3	小項目4		回 答
120	要求水準書	北アクセス道路工	23	第2	2	(2)	3			北アクセス道路に関する工事内容の詳細をご提示いただけるのはいつ頃になるでしょうか。	今年度、詳細設計を行いますので、詳細となると来年度に なる見込みです。 令和元年度から令和2年度において実施した業務の成果に ついては、準備ができ次第、貸与します。
121	要求水準書	北アクセス道路工	23	第2	2	(2)	3	イ		「北アクセス道路工については、市と事業者で協議し、追加の契約(本事業に係る変更契約又は別途随意契約)を行う 予定とする。」とありますが、この「追加の契約」には、工 業団地造成事業での落札率はかからないという理解でよろし いでしょうか?	そもそも本体工事は、大半が性能発注のため積算金額でなくあくまでも提案上限額ですので、提案していただいた額に対して、落札率という言葉は適切ではありません。よって、仕様発注である北アクセス道路の工事費を決定する際に、その率を適用することもありません。 ただし、工が提案書様式8-6-1において、施工業務を行う北アクセス道路に係るコスト縮減等の方策について審査しますので、このご提案に基づき契約金額を算出してください。
122	要求水準書	橋梁の撤去について	23	第2	2	(2)	4	ア		「合和元年度市道開崎阿知和スマートインター線詳細設計 業務」において作成した設計図書(図面・数量等)につい て、開示願います。	No58の質問・回答を参照してください。
123	要求水準書	橋梁架け替え工	23	第2	2	(2)	4	ウ		「橋架を架設し、又は撤去する際の通行止め期間は、1夜間(20時~6時)を基本とすること。」と記載されています。この「衣閥 (20時~6時)」は、仮設 (1橋)、撤去 (2橋) の3夜間という理解でよろしいでしょうか?	架設で1夜間、撤去(2橋)で1夜間を想定しております。
124	要求水準書	橋梁の撤去について	24	第2	2	(2)	4	ウ		撤去する際の通行止めの期間は、1夜間との記載がありますが、撤去する2橋併せて1夜間での同時撤去と考える必要がありますか?	No123の質問・回答を参照してください。
125	要求水準書	準備工 準備工発生物の処理 (伐採森林)	24	第2	2	(2)	5	ウ		竹は木でなく草本植物でありますが、貴市の規則で、これ は産業廃棄物となるのか、一般廃棄物となるのか、ご教示顧 います。	事業系一般廃棄物です。
126	要求水準書	準備工 準備工発生物の処理 (不法投棄物)	24	第2	2	(2)	5	ウ		現場説明会時に、不法投棄物が各所に見受けられましたが、これの処置については、協議事項でよろしでしょうか?	不決投棄については、現政階で極力処理をしております。 扱っていた場合には、協議事項とします。 不決投棄ではない ものについては、事業者において適切に処理をしてくださ 、事業契約後には、投棄されないように事業者において対策 をしていただき、投棄された場合には事業者において対応を してください。
127	要求水準書	準備工 準備工発生物の処理 (防災工事の残置物)	24	第2	2	(2)	5	ウ		防災工事の伐採木・仮設道路の仮置さ土・路盤砕石・土 嚢・フトンかご等の処置については、協議事項でよろしいで しょうか?	発掘調査の支障になったために伐採した樹木については、 事業者において適切に処理してください。その他のものにつ いても、必要な処理費用を見込んで御提案ください。
128	要求水準書	準備工 準備工発生物の処理 (表土)	24	第2	2	(2)	5	ウ		剥ぎとった表土は、改良し盛土材として自ら利用すること は可能でしょうか?	適切な内容である限り、可能と考えます。
129	要求水準書	埋蔵文化財の発掘調査 の実施期間	24	第2	2	(2)	5	エ		埋職変化財の発掘調査は、令和4年中に全て完了している と考えてよろしいでしょうか? また、追加発掘調査を予定 されていますか?	(海理解のとおりです。令和4年度中というのも余裕を持った期間設定となっており、順調にいけば、令和4年度市全て完了します。また、令和4年度中に着工したい場合には、調査が完了した箇所については、着工が可能です。
130	要求水準書	土工計画について	24	第2	2	(2)	6	ア		南アクセス道路からの受入土砂が盛土材として適さない場合、改質等の設計変更となるのでしょうか?	現時点では、盛土材に適した土砂を想定していますが、適 さない場合には協議事項となります。
131	要求水準書	造成協力地について	25	第2	2	(2)	6	イ	(7)	遠成協力地の租造成は、土工のみならず、法面整形工、株工、防止標工等、当該設計書に示される全での工種を含む ものとする。と記載されていますが、認計図書の貸与前です ので詳細がわかりません。舗装、照明、看板等も含まれるの でしょうか?	
132	要求水準書	造成協力地(スマートI C)について	25	第2	2	(2)	6	イ	(1)	「安全上必要となる仮設を行う」との記載ですが、埋設 ケーブルや渋滞情報板等の支障物の移設および防護は含まな いものと考えて良いでしょうか?	御理解のとおりです。
133	要求水準書	土軟硬線の推定	26	第2	2	(2)	6	I	(7)	土軟硬線の推定は「平成30年3月阿知和地区工業団地造成 事業に係る地震調査業務」並以に「平成30年度阿知和地区工 業団地基本設計業務設計報告書」に準拠して設定するもので よいでしょうか、合理的に想定できない岩とは、この準拠か ら外れた場合と解釈してよいでしょうか。	御理解のとおりです。 なお、令和2年度に追加のボーリング調査を実施していま すので、そちらも参照ください。当該資料は、準備でき次 第、貸与します。
134	要求水準書	軟弱地盤の推定	26	第2	2	(2)	Ø	7		軟弱地盤対策の想定は、「平成30年3月阿知和地区工業団 地造成事業に係る地質調査業務、並びに「平成30年度阿知和 地区工業団地差な設計業務設計報告書、に準拠して設定する ものでよいでしょうか。また、資料から予見できない場合に は協議と解釈してよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。 No133の質問・回答も参照してください。
135	要求水準書	軟弱地盤対策工	26	第2	2	(2)	7	ア		軟弱地盤対策工の要求仕様がございましたら、具体的にご 教示ください。	令和2年度に追加のボーリング調査の業務を実施してお り、そちらに記載があるので参照してください。当該資料 は、準備でき次第、貸与します。
136	要求水準書	調整池の構造について	28	第2	2	(2)	(13)	ア		砂防指定地の当地において、当初の計画は許可が困難な壁 式の糠壁で計画がされています。協議の結果、壁式が不許可 の場合、構造の変更に伴うコスト変更、街区の変更は認めて いただけるとの認識でよろしいですか?	事業者は設計段階から砂防指定地に適切な嫌壁を選定して ください。変更は合理的な理由がありましたら協議いたしま すが、当該理由は合理的な理由に該当しません。
137	要求水準書	農業用利水機能の確保	28	第2	2	(2)	(3)	ア		農業用利水機能を確保する調整池について、その調整池を 利用する地権者等との協議は貴市と事業者とで行うと理解し てよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
138	要求水準書	流末水路工	28	第2	2	(2)	(4)	ア		北側排水路とはどこのことでしょううか?	添付資料8に示す調整池③はけ口から真福寺川合流部までです。
139	要求水準書	調査業務の実施	30	第2	3					測量作業において、基準点測量等の測量計画はあるでしょうか。また、国土地理院との協議の記録があればご数示願います。	No28の質問・回答を参照してください。
140	要求水準書	事前の環境影響評価の実施	30	第2	4	(3)				「平成27年度、平成29年度 岡崎市同知和地区工業団地造 成事業に係る社震環境等影響調査変務 報告事 に対して 土地改変部の形状変更に伴って変化する項目 (重要な植物・ 動物への影響) のみを再検討すればよろしいでしょうか? てれとも、適手度報告書の全瀬直が目に対して再検討を実施 する必要がありますでしょうか?	土地改変部の形状変更に伴って変化する項目について、環 境影響評価 (事前) を実施してください。
140	要求水準書	成果品の提出	30	第2	4	(7)				設計業務の成果に電子データがありませんが、必要ありませんか? ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	
141	要求水準書	工事中の安全対策 (発破使用)	32	第2	5	(2)	1	(†)		発破を使用する場合、現東名高速 (NEXCO中日本様) との 事前の取決め等はございますでしょうか? 「騒音・振動が発生しやすい作業については、低騒音型工	
142	要求水準書	工事に伴う建設公害対 策	33	第2	5	(2)	ゥ	(7)		事用機械及び軽減管・低振動工法を採用し、工事作業に係る 酷音振動の低減を図るとともに、遮音壁等の対策を講するこ と。」とあります。記載にあります対策を講じた施工計画を 想定していたが、関係機関及び地元住民との協議で変更と なった場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか?	
143	要求水準書	工事用車両の通行等	33	第2	5	(2)	エ	(7)		貴市で調査された「交通量調査報告書」がありましたら、 貸与願います。	貸与資料7 平成30年度(仮称)岡崎阿知和スマートイン ターチェンジ準備段階調査検討業務報告書にて御確認くださ い。
144	要求水準書	地域住民への配慮	33	第2	5	(2)	オ	.		現時点での、近隣住民の方との取り決め等(土曜日、日曜 日、休日の作業。通学通勤時間帯の工事用車両の通行。工事 用車両の使用禁止道路。)は、ございますか?	現時点では取り決めはありませんが、近隣住民から説明を 求められた場合は御協力ください。
145	要求水準書	地域住民への配慮	33	第2	5	(2)	オ	(7)		「地元住民への工事内容の周知や説明を十分に行う〜」と ありますが、工事の着手にあたって行う地元向けの説明会 は、貴市が主催するものと考えてよろしいでしょうか。	事業者が主体的に実施することでお考えください。市は、 必要に応じて、同席するなどの協力をします。
				:	!		:			造成工事の性能発注区分において、設計変更対象は、クの 土軟硬のみで、それ以外は一式無増減の考えでよろしいで	No52の質問・回答を参照してください。

阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7 該当箇所 頁 大項目 中項目 小項目1 質 問調査・設計段階で土軟硬線を想定し背市の確認を受けたもので数量を算在したの与契勢金額の変更をいただき、そののち施工時に合理的に想定できない土軟硬線の相違があった場合には、責託・現地確認を可止と上で設計を変についてご協議いただけるものと考えていますがよろしいでしょうか? 回答

「次提案書帳式8-9において御提案買いた方法にて設計変更を行う予定ですので、施工時における土軟硬線判定について御提案ぐださい。また、関連で書として支払方法説明書第
4 1 (2)、及び(3)を参照してください。 NO 文書名 タイトル 小項目2 小項目3 小項目 上軟硬岩判定試験等の 要求水準書 第2 (2) [第阿知和順]は、正しくは「阿知和新橋」のため、要求 水準善等の表記を修正します。 面下クセン支部において、迂回路の整備を検討しており、 また、阿知和新橋の通行止めは予定しておりません。近接工 季の事業者と返工調整が必要ですので、領協力だざい。 宅地造成エリアには南側 (新河知和橋、西アクセス道路) を通る必要がありますが、近隣工事による長期通行止めはあ りますでしょうか?通行止めがあるようでしたら、大型車両 が通ることができる迂回路の計画をお願いします。 近隣工事との施工調整 第2 ケ 要求水準書 5 (2) 148 34 少なくとも市が主催する環境保全調整会議には、報告をし いただく必要があります。 関係機関との協議により必要とされた場合には、適切に対 水質調査を含めた環境調査の定期的な対外報告はないと理 解でよろしいでしょうか。 要求水準書 環境調査の報告 第2 5 (3) 149 34 <u>ぶをしてください。</u> 御提案のとおり、修正します 大気汚染 (NO2、SPM) については、数値で測定するには、 専用の機器が必要となり、大きた費用負担となります。通常 時は粉じんの測定とし、状況によってNO2やSPMの測定をする ように変更していただけないでしょうか。 確定測量と実施する際に、大量図の作成までを行えば、境 規模の設置や整記する図面の作成は実務対象外と考えてよい ですか? 環境調査の報告 要求水準書 第2 (3) ア 149-1 34 5 募集要項に記載されているとおり、分筆登記事務に必要な 図書の作成を実施してください。図書の作成には、境界標の 設置が必要になります。要求水準を修正します。 5 (5) 要求水準書 確定測量の実施 第2 149-2 30 場内道路ではない新井之口橋と市道東阿知和滝1号線は維 持管理業務の対象範囲外、スマートIC上り線入口交差点か ら新井之口端までは対象範囲で宜しいでしょうか、 又北アクセス通路については、施工と同様に維持管壁につ いても協議のよ、追加契約を行うということで宜しいでしょ うか。 井ノ口橋、市道東阿知和滝1号線、北アクセス道路とも 二、瑕疵担保責任はありますが、維持管理の対象外です。 150 要求水準書 維持管理業務の概要 35 第3 1 スマートICについては、NEXCOに引き渡した時点で管理から外れますので、維持管理期間はありません。 ビオトーブについては、引渡しの時点では、完成していないと想定されます。そこで、仮設のビオトーブ(個場環境の代償措置)を維持管理業務の対象とし、要求水準書を修正し 開発区域内のビオトープとスマートICは粗造成までの施 工とありますが、維持管理業務は進出企業又は中日本高速道 路(株)にあると解釈して宜しいでしょうか。 151 要求水准書 維持管理業務の概要 35 第3 1 "開発区域外の流末水路等を含む"とあります放流先となる青木川・真福寺川についても維持管理業務の対象範囲となるのでしょうか。 ます。 青木川・真福寺川については、維持管理の対象外です。 水路の管理としては、開発に伴って流れてしまった土砂が 堆積することがあれば、それらを撤去していただくことを考 えております。 152 要求水准書 維持管理業務の概要 35 笙3 1 (2) のでしょうか。 又対象範囲となる場合は具体的にどのような状況や状態を 想定されておられるのか、お示し願います。 主だった内容としては、開発区域内の保全緑地を対象に、 天然更新の施業にかかる標準的な方法を参考とするととも に、林野火災の予防に努めることですが、制度をよく理解し で実施してください。 岡崎市森林整備計画の内容が多岐に渡るため、計画に沿っ た適切な管理とは、具体的にどのようなことが求められてい るのか、ご教示願います。 要求水準書 維持管理業務の概要 第3 1 (4) 御理解のとおりですが、植栽については、再施工した場合でも瑕疵担保期間としてその引渡日から1年間ありますので、留意してください。 「枯死・成長不良等……事業者が再施工」とありますが、 この対象期間は維持管理期間中と考えればよいでしょうか? 法面保護の植生の再施 工期間 要求水準書 第3 2 (3) 154 No154の質問・回答を参照してください 植樹樹木の植生再施工 期間 155 要求水准書 36 第3 2 (4) 枯死・成長不良の樹木の再施工は、維持管理期間2年の内で、その施工は直ちに行う必要はないと理解してよろしいでしょうか。 No154の質問・回答を参照してください。 156 要求水準書 樹木の再施工 36 第3 2 (4) ァ (I) 資格審査の書類を事前に確認いただくことは可能でしょう か?提出する資料に認識の誤りが生じ、その理由による失格 を防ぎたいと思っています。 令和3年7月20日(火)までに参加資格確認申請書を提出 ていただいた場合には、令和3年7月30日(金)までに、 格が確認できないものを連絡するよういたします。 募集要項に、上記について追記します。 157 審査基準書 資格審查 3 第5 1 事前確認が不可能な場合、1次審査書類を早めに提出する とにより、勘違いによる不備な書類の再提出を締め切りま 認めていただくことは可能でしょうか? No157の質問・回答を参照してください。 158 審査基準書 資格審查 3 第5 1 評価はA〜Eの5段階評価で行われますが、「絶対 「相対評価」のどちらで評価されるのでしょうか? 「絶対評価」です。 2 一次審査 【一次審査採点基準】 審査基準書 3 第5 2 159 「概算事業費は、市の予定価格を超えていないいこと。」 とは、様式3-4の①調査・設計業務費、②施工業務費、③維 持管理業務費、④企業誘致支援業務、⑤その他経費の個々の 概算見額館ではなく、合計金額である⑥観章事業費が予定価 格を超えていないことでよろしいでしょうか? 個理解のとおりです。 ただし、仕様発注となる部分につきましては、設計価格を 超えることができません。 2 一次審査 【一次審査項目 (失格 基準)】 概算工事費 160 審查基準書 3 第5 2 「概算事業費は、市の予定価格を超えていないいこと。」 と記載されています。提出する一次提案の概算工事費は失格 判断のみで、一次審査通過の評価には一切関与しないと考え てよろしいでしょうか? 2 一次審査 【一次審査項目(失格 基準)】 概算工事費 161 審杏基進書 3 第5 2 コンセプト (一次: 概略、二次: 基本) は、事業者が実施 する業務 (関連公共整備業務、宅地造成業務、維持管理業 務、及び企業誘致支援業務) の範囲に限られるのでしょう か? 最終的には阿知和地区工業団地が完売し、市に寄与するこ を目的としていますので、業務終了後も御提案がありまし ら、記載して頂いても差し支えありません。当該内容につ では、審査委員会が判断します。 2 一次審査 【一次審査項目 (失格 基準) 】 概略コンセプト 162 審查基準書 3 第5 2 一次提案書展出後の提案検討・精査の結果、二次審査で提 出する事業提案書及び提案図画等と一次提案書に内容的に差 異が生じる可能性は否定できません。多少の差異が生じたと しても、要求水準を満たしており、一大提案書の数目と示信 がない限り、容認いただけると考えてよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。 163 審查基準書 加点審査 4 第6 【二次審査 (加点審査) 項目】について、企業誘致支援業務に関する項目がございませた。 企業誘致支援業務は、主にパンフレット作成とホームページの作成・管理業務のため、御提案頂く内容が少ないことか ら、審査項目に含めておりません。物業すべき事項がござい ましたら、開連する他の項目に動くてださい。御提案内 容については審査委員会にて判断します。 務に関する項目がございません。 本業務が事業者の業務に含まれているため、審査項目に加 えていただく必要があると思料いたしますがいかがでしょう 164 審杏基進書 加点審査 4 第6 2 【二次審査(加点審査)項目】中、「施工業務に係る提案」 にある「地下リスク」を具体的に例示いただけませんでしょ うか? 実施方針 添付資料1 リスク分担表(梁) の共通及び工 事段階のリスクに示す事項について、具体的な対応方針を審 査するものです。その中に地下リスクに関する事項も記載し ておりますので参考にしてください。 審杏基港書 地下リスク 5 165 「競争的対話」に関しては、要求水準書等について、市と 事業者の認識に齟齬がないことを確認するもので、二次審査 の評価に影響することがないと考えてよろしいでしょうか。 【二次審査(加点審 査)項目】 審査基準書 第6 2 加点審查 御理解のとおりです。 二次提案の基本コンセプトは、一次提案の概略コンセプト と内容を変更しても構わないでしょうか? 。 //川尽番査 【二次提案 (加点審 査) 項目】 基本コンセプト 2 審查基準書 5 第6 167 ①のビオトープは企業の緑地内と扱う予定ですので、含め ません。 提案図面等(計画概要説明書、土地利用計画図等)に「・ 分譲区画の有効面積が広く確保されているか。」と記載され ている。この分譲区画の有効面積は下記を含むと考えてよろ 2 加点審査 【二次提案 (加点審 査) 項目】 提案図面等 ②環境施設用地は、宅地ですので、含めてください。 第6 しいでしょうか? ①猛禽類の餌場となるピオトープ (7,000m2以上) ②エネルギーセンターや水素ステーションのための分譲区画 (3,000m2∼4,000m2) 審查基準書 5 2 168

提案価格は、1円の位まで有効でしょうか?

提案価格

6 第6 3

169 審查基準書

御理解のとおりです。記載については応募者の判断にてお 任せします。 阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7 タイトル 小項目2 小項目3 小項目 NO 文書名 口 御理解のとおりです 170 審查基準書 優先交渉権者の決定 6 第7 御理解のとおりです。二次審査においては、様式8-4-1に て事業実施の組織体制を評価しますので、必要とする記載事 項に留意してください。当該事項については審査委員会にて 判断します。 一次審査、二次審査ともに、SPC設立の有無のみ視点で、 評価が加点、減点されることは無いとの理解で宜しいでしょ SPCの設立の有無につい 審査基準書 171 一般的には、分譲区画が三角地や極端に細長いなどの場合 は、使いにくいと判断します。一般的には、長方形(正方形 を含む。)がよいとされています。 各区画が企業にとって使いやすいか?という審査項目がありますが進出企業の敷地レイアウトにより使いやすさはかわると思われます。その場合、事前に企業の条件など提示されるのでしょうか?無い場合は何をもって基準とされますか? 二次審査加点 提案図面等 審査基準書 172 「提出書類の綴じる区分」について、「綴じ方」に「パイ プ式ファイルに綴じること」とありますが、枚数が少ない場 合にはフラットファイルに綴じる等、枚数に適したファイル を選択しても構わないでしょうか。 構いません。修正します。 【記載 要領】 173 様式集 様式集及び記載要領 2 「提出書類の成と5区分)において「5(3)二次機楽書【事業機楽書等】」と「5(4)二次機楽書【提楽図画等】」は「54 報機長を据し、イブ式ファイの・川田に銀じると)とされて おりますが、「2. 作成上の宿産専項」には「5(4)二次機楽書 【機楽図画等】は打り込ます、A到向まま報じること」とあります。 「4年図画等】は15(3)二次機 業書【事業整業書】」とは別冊に、3. 3利機長のファイル に綴じてご提出すればよろしいでしょうか。 A4判縦長のファイルに、織り込まず、綴じてください。 (様式9シリーズは、A4サイズからはみ出すイメージです) 【記載 要領】 174 様式集 様式集及び記載要領 2 余白サイズを変更することは可能ですが、綴じ代には御注意ください。 与えられた書式(Word、Excel)の余白サイズを変更することは可能でしょうか。 【記載 2 要項】 2 1個目 の項目 様式集 175 書式の空白 『書式サイズについて、~。ただし、5(4)「二次提案書 【整条図面等】」は折り込まず、A3 判のまま綴じること』 とありますが、表[提出書類の綴じる区分]の5(4)二次提案 書【提案図面等】の欄では『A4 判線長左綴じのパイプ式 ファイル1制二級じること』となっています。5(4)二次提案 書「提案図面等】について、別途A3 判のパイプ式ファイル 1冊に綴じてもよろしいでしょうか。 No174の質問・回答を参照してください。 5(4)二次提案書【提案 図面等】の綴じ方につ いて 【記載 2 要項】 2 9個目 の項目 176 様式集 「様式8-1~様式8-13、及び様式9-1~様式9-5には、提出 著 (構成員又は協力企業を含む) を特定することができる下 安の記述(具体的な社2・個人名・電話書号・メールアン ス・住所等)をしないこと。」と記載されています。 策集要項の 川雨かで急りにおいて「協力企業」はSPCを 設置する場合のみに定義されていますが、SPCを設置しない 場合の下請負企業はこれに該当しないとの理解でよろしいで しょうか? 御理解のとおりです。 【記載要領】 2. 作成上の注意事項 上から12番目の・の項 【記載 2 要領】 2 様式集 177 「株式8-1~株式8-13、及び株式9-1~株式9-5には、提出 者 (構成員又は協力企業を含む) を特定することができる内 容の記述(具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレ ス・住所等) をしないこと。」と記載されています。 様式9-1-株式8-13、及び株式9-1~株式9-5以外の提出物 には、提出者(構成員又は協力企業を含む) を特定すること ができる内容の記述は0Kとの理解でよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。 【記載要領】 2. 作成上の留意事項 上から12番目の・の項 【記載 2 要領】 2 178 様式集 電子データのご提出について、Wordファイルは、「.docx」でなく、テキストが読み取れる形式の「PDF」で提出することは、お認めいただけますでしょうか? (お認めいただけますでしょうか? (お認めいただける場合、提出するファイルは、Excelファイルの他は、PDFファイルのみとなります。) 記載のとおりのファイル書式にて提出してください。 179 様式集 様式集及び記載要領 4 参加表明書等の書類に記載する企業の「所在地」「商号又 は名称」「代表者名」は、黄市の入札参加資格者名簿の登録 に従い記載すればよろしいでしょうか? 例えば、支店長が 市の入札参加整修者として登録されている場合、代表者は社 長ではなく支店長でよろしいでしょうか? 様式 2-2 180 様式集 様式2-2 御理解のとおりですが、変更される場合には、提案書に記載された方と同等の方としてください。 「配置予定業務責任者」は変更可能でしょうか?維持管理 が始まるのは5年以上先のため、現時点での人選は困難で 181 様式集 様式2-6-4 「全ての構成員」を対象とした「③納税証明書(法人税、 消費税、法人事業税) (直近1年分)」とありますが、これ は「写し」でよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。該当部分の記載について、修正しま 様式 様式集 様式2-7 182 連結決算の貸借対限表及び損益計算書との記載があります が、連結決算とは、当社を連結親会社とした決策という認識 で宜しいでしょうか?若しくは、当社が連結の子会社となっ ている場合は、その親会社の決算の提出も必要なのでしょう か? 御社を連結親会社とした決算で構いません。 参加資格確認申請の添 付書類について(様式2 183 様式集 「全ての構成員」を対象とした「③納税証明書(法人税、 消費税、法人事業税)(直近1年分)」とありますが、令和 2年度分が間に合わない場合、令和1年度分を提出すればよろ しいでしょうか? 御理解のとおりですが、令和2年度分の提出が間に合わない場合は、その理由も添えて提出してください。 様式2-184 様式集 様式2-7 枚数制限が各1枚とされておりますが、各様式に「費目は 必要に応じて追加・細分化する」との注記があります。1枚 に収めることを前機として、費目を追加・細分化できるとい う理解でよろしいでしょうか? 様式7-3~7-6については、1枚に収めることを希望 しますが、施工業務など1枚に収めると細かくなることが想 定されますので、制限枚数を適宜に修正します。 様式 185 様式集 様式集 (EXCEL) 提案内容内訳書、事業工程表、事業収支計画表の細目(業 務細別等)の内容に過不足があり一致していません。(事業 用排水工、造成協力地租造成、環境影響調査等)修正いただ ると考えてよろしいですか? 修正いたします 様式 7-4~(提案内容内訳書 様式集 186 事業工程表 事業収支計画表 8-10 8-11 地域経済への貢献に関し、地元企業等から関心表明書を取 得した場合は、添付してよろしいでしょうか? 関心表明書の添付を認めるものとします。様式集及び記載 様式 8-4-7 要領を修正します。 186-1 様式集 様式8-4-7 赤の斜線を引かれた項目については、スケジュール (バー)を記載する必要はないと理解してよろしいでしょう v。赤の斜線の意味をご数示願います。 赤の斜線は、右側の「関連公共整備業務及び宅地造成業務 出来高」を示すグラフです。工程に合わせて累積の%表示 (出来高曲線)を記載してください。 様式 8-10 様式集 (EXCEL) 「1市の支払い予定額」は、発生主義で計上するもので、 「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」について、本施設 の引渡し後に支払われる残額は、今和8年度に計上すればよ いと理解してよろしいでしょうか。 御理解のとおりです 様式 8-10 188 様式集 様式集 (EXCEL) SPCを設立する場合、SPC設立に係る費用及USPC運営に係る費用、並びにSPCの利益及び法人税は、応募者の判断で、「関連公共整備業務及び宅地造改業務費」「維持管理業務費」「企業委定支援業務費」の企業を支援業務費」の企業を支援業務費」の企業を支援業務費」の企業を支援業務費」の企業を支援業務を表していてしょうか。 御理解のとおりです。当該費用項目がわかるように追加・ 細分化してください。 様式 梯式集 様式集 (EXCEL) 189 SPCを設立しない場合、代表企業が窓口となり対価受領及 び支払いや、JF構成員間の調整等の実務を行うこととなりま すが、当該業形に要する費用は、広幕名の判断で「開進公共 整備業務務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業務 数支援業務費」の中に適宜販分けて計上して構わないと理解 してよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。当該費用項目がわかるように追加・ 細分化してください。 190 梯式集 様式集 (EXCEL) SPCを設立する場合、SPC設立に係る費用及びSPC運営に係る費用は、応募者の判断で「関連公共整備業務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業務致支援業務費」の中に適宜服分けて計上して構わないと理解してよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。No189の回答の通り費用項目がわかるように細分化してください。

支払方法説明書

支払方法説明書

第2

|阿知和地区工業団地造成事業 | 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7月2日) | 放当箇所 | 100 | 文書名 | タイトル | 頁 | 大項目:中項目:小項目:小項目:小項目:小項目 4 <u>質問</u> 問回 答 例理解のとおりです。No190の回答の通り費用項目がわかび支払いや、JV構成員間の調整等の実務を行うこととなりますが、当該業務に要する費用は、応募者の判断で「限速公共整備業務及び宅地造成業務費」「維持管理業務費」「企業誘致支援業務費」の中に適宜振分けて計上して構わないと理解してよろしいでしょうか? 1 第2 192 支払方法説明書 サービス対価の構成

						1	1		してよろしいでしょうか?	
193	支払方法説明書	各費用の支払額の算定 及び支払い方法	2	第3	2				各費用の支払い頻度は記載されているが、各年度において 金額の上限についてご教示ください。	現在のところ限度額はございません。いただいだ御提案 合わせて、事業契約書に記載していきます。
194	支払方法説明書	支払方法について	2	第3	2	(1)			関連公共整備業務及のSを地造成業務費は、毎年度1回、出 素の10分の9以外の郵を支払い、残額は本施設の引渡し 後に支払うとありますが、残額について割割を対か発生するという考え比無いのでしょうか? (調査・設計会社は業務 完了後引き渡しまでの3年半にわたり債務が発生する)	出来高に応じて支払うこととしていますので、グループ で調整してください。
195	支払方法説明書	企業誘致支援業務費	2	第3	2	(3)			「企業務致支援業務費は、維持管理業務費同様、本施設の 引渡し年度の翌年度以降、事業期間にわたり、年1回、全2回 の支払いとし、原則として各回同額を支払うものとする。」 企業務致支建廃は合和4年4月、令和11年3月の7年間、要 求水準書身、3)ですが、はじめの5年間(令和4年4月~令和9 年3月)は支払い無しとの理解でよろしいでしょうか?	会和4年4月〜合和11年3月の7年間において、各年度 支払うものとします。該当する記載について、修正します
196	支払方法説明書	設計変更	3	第4	1				設計業務完了時、事業費の確定の段階の設計変更は、造成 工事の性能発注区分において、土軟硬以外は、一式無増減の 考えでよろしいでしょうか?	No52の質問・回答を参照してください。
197	支払方法説明書	14日以内に協議が整わ なかった場合。	3	第4	1	(1) (2)			114 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定 め、事業者に通知 とありますが、市からの通知には、数 量・単価の合理的な理由が同時に示されるという理解でよろ しいでしょうか? また、事業者側には通知に対する租否権限はありますで しょうか?	市からの通知には数量、単偏及び金額について、その理 を記して通知します。 また、本条文は、事業者側の主張を否定するものではあ ません。なお、施工業務費の内訳を作成し、協議をするの 等業者の責務ですので、単に拒否をするのではなく、合意 至るように根拠を示して説明を尽くしてください。
198	支払方法説明書	関連区お経整備業務費 及び宅地造成業務費の 確定	3	第4	1				「14 日以内に協議が整わない場合にあっては、市が定 め、事業者と適知」とありますが、市からの通知には、数 量・単価等の免費的な理由が示されるという認識よろしいで よた、「協議が整わない場合・・・」とありますが、あま また、「協議が整わない場合・・・」とありますが、あま 頭でよろしいでしょうか、特に、事業者をして拒否権はあるとの認 識でよろしいでしょうか、特に、事業者を決し、関係官庁と の協議において指示指導された事柄に起因する工事費増に関 して、事業者の責めに帰すべき事由とはならないと考えま す。	No197の質問・回答を参照してください。 なお、関係官庁から追加の指示、指導が最小限となるよう、制度や基準をよて興煙のうえ、適切な計画をするとと に、必要な費用は、当初より見込んでください。
199	支払方法説明書	単価合意	3	第4	1	(1)			「市と協議のうえ、施工業務費に係る各工種の単価につい で施工費合置券を締結」とありますが、工種の中には施工条 件の違いによって単価が変わるものもあると思料されます。 それらについては、条件付きでの単価合意となりますでしょ うか?	性能発注分において、単価が変わることは原則ありませが、合理的理由があれば協議してください。
200	支払方法説明書	設計業務の変更	3	第4	1	(2)			事業者にとっての契約相手は岡崎市であり、5行目の「発注 者」は「市」と読み換える、との理解でよろしいでしょう か。	御理解のとおりです。 修正します。
201	支払方法説明書	事業費の確定	3	第4	1	(3)			関連公共整備業務費及び宅地事業費の確定後、事業者の責任によらない設計変更 (不可抗力に係る協議等)は可能でしょうか?	事業契約書第11章の通り、追加的費用の負担等について 議いたします。
202	支払方法説明書	「関連公共整備業務費 及び宅地造成業務費の 物価変動に基づく改 定」の起算日	4	第4	2				物価変動に基づく改定は、最初の請求において、第二次提 案書の提出時と比較すると理解してよろしいでしょうか。 (物価変動の起算日は、第二次提案書の提出時と理解してよ ろしいでしょうか。)	事業契約締結後速やかに施工合意書を締結しますので、 約締結日との比較となります。
203	支払方法説明書	「関連公共整備業務費 及び宅地造成業務費の 物価変動に基づく改 定」の回数	4	第4	2	(1)	т		「施設整備費の変更を行った後再度行うことができる」と ありますが、2回だけでなく、条件が合致した場合何回もで きると解釈してよろしいですか?	御理解のとおりです。 また、特別な理由、予期することができない特別な事情 あれば、別途、変更を請求してください。
204	支払方法説明書	「関連公共整備業務費 及び宅地造成業務費の 物価変動に基づく改 定」の物価指数	4	第4	2	(1)	ゥ		「変動前残施設費及び変動後残施設費は、請求のあった日 を基準とし、物価指数等」と記載された「物価指数」自体も その時「協議して定める」と考えてよろしいですか?	御理解のとおりです。
205	支払方法説明書	「関連公共整備業務費 及び宅地造成業務費の 物価変動に基づく改 定」の物価指数	5	第4	2	(2)	ウ	(7)	「『企業向けサービス価格指数 (土木建物サービス)』 (日本銀行調査統計局)を指標とする。」と記載されていますが、もしこの指標がその時妥当でない場合、協議に応じてもらえますでしょうか?	責社が、本指標が妥当でないと判断する合理的な理由に いて説明することが前提となります。維持管理費の改定指 の変更請求においては、事業契約書第102条に基づき協議 にします。
206	支払方法説明書	追加工事への適用	支払 8-10						支払い方法説明書の内容は、当初契約に含まれない「北ア クセス道路の施工に係る費用」にも、契約に追加された後 は、適用されると理解してよろしいでしょうか?	変更契約となった場合には当然に適用されますし、別途 約となった場合でも、同様の規定をすることを予定してい す。
207	モニタリング計画書	ホームページ運営状況の確認	9	第4	2	(2)			「適切に運営されているか、」とありますが、不適切な運 賞とはどのような場合をお考えでしょうか?	ホームページの不適切な運営とは、事業概要が掲載されいない。事業の進捗状況が更新されていないなどの掲載内 の不備の他、見や寸さ、使いやすさ、ホームページのセキ リティ上の対応やアクセス性、誤字脱字、平が細かい、分 りにくい、使いにくい、つながりにくいなどの不適切な状 なことをさします。
208	基本協定書	代表企業の責任及び構 成員の連帯責任	4	第9	3				「本条各項の定めは、本脇定・事薬契約その他において、 別法、構成員の連帯責任を定める規定を排除するものではな い。」とは、代表企業と構成企業の連帯責任の範囲を限定し て定義した契約等を締結した場合、そちらの契約が優先され るとの理解で宜しいでしょうか?	御理解のとおりです。
209	基本協定書	事業契約 (仮契約の遡及的消 滅)	4	第10	3				市側の理由による仮契約の消滅となった場合の事業者に対 する打ち合わせや契約資料作成などの費用負担は市が担うこ とでよろしいでしょうか?	「事業者に対する」とあることから、市に発生した費用 思料しますが、市は請求しません。
210	基本協定書	事業契約 (違約金)	4	第10	4				事業の本契約に至らなかった場合の連約金請求が発生する 場合の中で、事業者のいずれかがという記載となっておりま すがこのいずれかがというのは協り企業も含まれるものとい うことでしょうか?あくまで事業主体である構成企業と指す ものと考えてよいでしょうか?	募集要項第3 1 (3)に示す広募者の構成員です。
211	基本協定書	事業契約 (違約金)	4	第10	4				事業の本契約に至らなかった場合、違約金として事業費の 1/10を支払うとありますが、本事業の規模からと市の事業契 動か飛行の相様比率から考え、事業者リスクが大きく感じら れます。おそらく国の工事契約の約款を基準とされているか と思いますが、今回のような大規模造成工事の場合は低減す ることはかんがえられませんか?。	御意見として承ります。
212	基本協定書	事業契約	4	第10条	4				「・・・この場合において、該当する事由が本事業の応募 手続きに関するものであるときは、事業者は・・・」とあり ますが、応募手続きとは、具体的にどの期間を指しているの がご教示ください。	No215の質問・回答を参照してください。
213	基本協定書	事業契約	4	第10条	4				「・・・この場合において、該当する事由が本事業の応募 手続・に関するものであるときは、事業者は・・・」とあり ますが、応募手続きとは、具体的にどの期間を指しているの がご教示ください。	No215の質問・回答を参照してください。
214	基本協定書	違約金	4	第10条	4				「事業契約に係る本契約の成立前に~。この場合において、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものであるときは、事業育は、市の請求に基づき、本事業の契約金額の10分の1に相当する金額の連約金を市に支払力義務を連帯して負担する」とありますが、本契約成立前までの間で、本事業の応募予終きに関するものなければ違約金は発生しないとの理解でよろしいでしょうか。	衛理解のとおりです。 No215、No216の質問・回答を参照してください。

阿知和地 NO	区工業団地造成事業 文書名	募集要項等に関する質! タイトル				該当箇月		目4 質 問	回答
.10	人自有	2.117		ХЧКИ	1-84	7.811	7 XH2 7 XH3 7 X	事業領域が広い企業においては意に反して公取委から当該 命令等が下される事象も否めません。	御理解のとおりです。 No216の質問・回答を参照してください。
215	基本協定書	事業契約	4	第10条	4	(2) (3) (4)		仮契約及び本契約締結要件に関しても、該当する事由の範囲 は本事業の応募手続きに関する事業で、その期間は、参加表 明から事業契約締結までとの認識でよろしいでしょうか。	MOLEON MARKET MA
216	基本協定書	第10条(事業契約)	4~5	第10条	4	(2) (3) (4)		「次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合、」「仮契約を締結せず又は未契約を成立させないことができる」とありますが、事業領域の広い企業では、コンライアンスの徹底に関わらず、意に反して公正取引委員会から教制網の基本協定締結から本事業契約を規則しば言えども、事業契約事業における開催、適用対象を本事業の応募手続きに限定し、広範囲な解約リスクを負うことをご容赦いただくことは可能でしょうか?	本条の(2)、(3)、(4)は、本件契約のみを対象とします。 (2)、(3)について、本件契約のみを対象とする旨、追記します。
217	基本協定書	事業契約(第10条)	4, 5	第10	4	(2) (3) (4)		『事業者のいずれかが次の各号所定のいずれかの事由に該当するに至った場合。市は、仮契約を締結せず又は本契約を 成立させないことができる』とあります。違反行為など行っていない企業であっても、たくさんの案件を入札参加している以上、公正取引委員会から指摘を受ける可能性はゼロではありません。本事業に関して該当した場合のみにして頂けないでしょうか。	No216の質問・回答を参照してください。
218	基本協定書	事業契約(第10条)	4, 5	第10	4	(2) (3) (4)		『事業者のいずたかがの各号所定かいずたかの事由に該 当するに至った場合、市は、仮契約を締結セす又は本契約を 成立させないことができる』とあります、本事業に関して該 当した場合のみと理解してよろしいでしょうか。	No216の質問・回答を参照してください。
219	基本協定書	第10条(事業契約)	4~6	第10条	4	(6)		「市の入札参加停止措置」は、労災事故でも起こりえま す。そのため、広範囲な事業を実施している企業も含め負市 の工事を多く施工している争業者が契約できない可能性が高 くなります。労災事故のような場合は適用しないということ は可能でしょうか?	その能様にもよることから、一律に適用の可否を定めることは困難のため、その状況に応じ、市長が判断します。 なお、No222の質問・回答も参照してください。
220	基本協定書	事業契約(第10条)	6	第10	4	(6)		『市の入札参加停止処匿を受けたとき』についても、『市は、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができる』とあります、閩崎市の工事を年間を通して数多く受けている地元企業にとって、労災事故等における入札参加停止処置を受けるリスのは十分考えられます。よれでは地元をよります。労災事故においては除外して頂くようお願い致します。	No219の質問・回答を参照してください。
221	基本協定書	事業契約(第10条)	6	第10	4	(6)		『市の入札参加停止処置を受けたとき』についても、『市 は、仮契約を締結セギ文は本契約を成立させないことができ る』とあります、開始市の工事をメインに受注している地元 企業は、労災事故等における入札参加停止盤を受けるソ フィは十分考えられるため、構成員としても参加しずらくなっ てしまいます。 労災事故においては除外して頂くようお願い 致します。	No219の質問・回答を参照してください。
222	基本協定書	事業契約 (違約金)	6	第10	4			上記の連約金請求の場合に(6)市の指名停止措置の場合と ありますが、不可抗力でも労災事故となった場合、指名停止 措置がありえると思されます。指名停止期間・内容などの条 件を設定していただないでしょうか?	遠約金は、該当する事由が本事業の応募手続きに関するものについて請求することとしており、御質問の労災事故等に よる連約金請求は、起定しておりません。 なお、2021の質問・回答も参照してください。
223	基本協定書	事業契約	6	第10条	7			「市がやむを得ないと認めた時に関り、・・・」とありますが、前項第2条の場合で、具体的にはどのようなケースを 想定されていますか。	現時点で具体的に想定しているものはありません。
224	基本協定書	追加契約	6	第11条				「〜、市と事業者で協議のうえ、当該費用を決定し、追加 契約を行うものとする」とありますが、もしこの協議が整わ なかった場合に発生するペナルティ等がありましたらご教示 願います。	追加契約が整わなかった場合のペナルティは想定していませんが、北アクセス道路の施工は、開発許可にあたり必要な要件であることに留意ください。
225	基本協定書	破棄すべき資料	6	第13条	2			「また、事業者は、本事業に関して市から交付を受けた書 類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複 写物をすべて破棄しなければならない。」とありますが、提 案書は破棄しなければならないものには該当しないと理解し てよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。基本協定書を修正します。
226	事業契約書	事業者としての契約主体	1	第1条	(8)			SPCを設立しない場合、特別事業共同企業体が契約当事者 として責由と事業契約を結計するという開解でよろしいで しょうか? (責市と複数の構成員がそれぞれ記名押印する、 責市と複数企業による契約ではないと考えてよろしいでしょ うか。)	御理解のとおりです。基本協定書業第4条をご確認ください。
227	事業契約書	遅延損害金	5	第10条	1	1		「市または事業者が、本件契約に基づく支払いを遅延した 場合は・・・」とありますが、事業者が支払いを遅延する場 合は、どのような場合を想定されていますか。	事業契約書第89条又は第90条に定める違約金について、ホ の指定する期間より遅延する場合等を想定します。
228	事業契約書	履行保証保険の加入方 法	5	第11条	2			SPCを設立しない場合は、要求水準書 (案) 10-11 百記載 の「(ヴ) 付保条件」の「a」、「b」のただし書き、及び「d」のただし書きのとおり、調査・設計業務及び施工業務それで限行保証保険に加入すればよいと理解してよろしいでしょうか?	御理解のとおりです。
229	事業契約書	質権設定	5	第11条	3			第1項で「保険証券を市に寄託する」ことになっておりま すので、保険金請求権への質権設定は、不要ではないでしょ うか?	御理解のとおりです。当該条文について、修正します。
230	事業契約書	責任の負担	5	第12条	3			「~ 当該確認者しくは立会又は報告、通知者しくは説明 を理由として、市は何ら責任を負担しない」とありますが、 どのような手続きを踏めば、責市も責任の負担をしていただ けるのかご教示願います。	市の責めに帰すべき事由がある場合、その他事業契約書に おいて、市が責任を負うものと定められているものについて は、市が責任を負担します。
231	事業契約書	市が実施する業務との 調整等	6	第15条				具体的にどのような場合で、どのような協力の範囲を想定 しているかご教示ください。	北アクセス道路との接続に関する設計、スマートインター 線や南アクセス線の土の受入等に関するスケジュールの調整 等を想定しています。
232	事業契約書	市が実施する業務との 調整	6	第15条	2			無条件での「〜協力及び便宜の提供」は困難で、提供に要 する費用によっては責市のご負担をご検討いただきたいと思 慮します。	原文のとおりとします。 協力及び便宜の提供の範囲は、No231の質問・回答を参照 してください。
233	事業契約書	条件変更等	7	第17条	3			「・事実に対応するため本件契約の履行のための費用が減 少したときは、サービス対価を減額する」とありますが、減 額する詳細は協議により決定すると考えてよろしいでしょう か。	御理解のとおりです。
234	事業契約書	要求水準の変更	7	第18条	2			「〜、7日以内に、〜市と協議したければならない」とあ りますが、この期間について「14日以内」と期間を延長して 載く方が望ましいと考えますが、如何でしょうか。	第18条は、市から通知を受けた時、事業者は7日以内に、 第18条第2項の各号について、市へ通知するもので、30日以内に市と協議を行うらのです。 当該7日間については、変更 に対する意見を事業日総サービス対価の有紙について、同 管するもので、変更に関する検討結束や具体的な鏡葉結果を 求めておりません。これらの具体的たの質は30日以内に行う ものであり、業務の手待ちを防ぐうえでも早急に対処すべき 事鬼と考えます。 原文のとおりと考えますが、当該事項については、変更が 必要とお考えならば基本協定締結時や事業契約書締結時に協 職してください。
235	事業契約書	臨機の措置	10	第27条	4			「事業者による一般的な管理行為に属するものとして当然 にサービス対価に・・・」とあるが、当然には何を指すかご 数示ください。	「当然に」は、「含めること」にかかっています。
236	事業契約書	第三者の使用	13, 14	第37 条,第 40条				第三者とは、事業者の構成員ではない所謂「協力業者」の ことを指すのでしょうか。	御理解のとおりです。
237	事業契約書	管理技術者及び照査技 術者について	14	第39条	1及び2	:		管理技術者及び照査技術者の配置すべき期間は設計業務を 完了したときまでとしてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

阿知和地区工業団地造成事業 募集要項等に関する質問への回答(令和3年7 該当箇所 頁 大項目 中項目 小項目1 NO 文書名 タイトル N項目2.小項目3.小項目 質 問 詳細設計図書とありますが、要求水準書とは別に本事業の 回 <u>答</u> 詳細設計図書の変更図書は事業者にて作成してください 調査・設計を行う際に詳細設計図書を市の方で作成いただく ということでよろしいでしょうか? 238 事業契約書 詳細設計図書の変更 15 第42条 要求水準書の方では要求水準書チェックを報告するとありますが、詳細設計図書による照査報告ではないという認識でよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。 様式8-13要求水準チェックシートは二次提案書が要求水準 に合致しているか確認するものであり、照査技術者は本事業 契約後の詳細設計に対して照査を行うものです。 事業契約書 詳細設計図書の変更 15 第42条 「かかる増加費用について市が直接負担する場合に は、・・・」とあるが、具体的にどのような場合でどのよう な費用を想定しているかご教示ください。 場合については具体的な想定はありませんが、費用として は施主である市に対して訴訟を提起し、市が敗訴して費用を 負担したものが該当します。。 事業契約書 第45条 「前項に定める以外の事由に関する~」とありますが、 体的にどのような事由を想定しているかご教示願います。 No240の質問・回答を参昭1. てください 3 241 事業契約書 沂隣対策等 16 第45条 「1 前条の定めるところにより本工事に係る・・・」と記載されています。この「前条」とは、第48条ではなく第47条と理解すればよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。当該条文について修正します。 第49条 (工期変更の場 合の費用負担) 事業契約書 17 第49条 242 「最小限度の破壊」を前提とせず、他の確認方法の検討を 優先するようにしていただけないでしょうか。 当該条文は、「最小限度の破壊」を前標としたものではあ 事業契約書 最小限度の破壊 第55条 2 243 19 進出予定企業募集事業の結果については、事業契約締結前 に判明しており、企業誘致支援業務内容の変更は、事業契約 締結前に協議される、との理解でよろしいでしょうか。 企業務致支援業務が不調になった場合でも、直ちに追加の 程業務の内容を決められるとは限りません。事業契約締結 70 協議は、規定しておりません。 No21の質問・回答を参照してください。 事業契約書 23 第68条 進出予定企業募集事業が不測となり、企業誘致支援業務内 容を追加する場合、成約義務 (ペナルティ) を想定されてい る、あるいは想定される可能性があるのであれば、ご数示下 さい。 No22の質問・回答を参照してください。 企業誘致業務内容の変 事業契約書 第68条 ク〜シに規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、本 事業の応募手続きに関するものと理解してよろしいでしょう かり事業額成のない企業では、コンプライアンスの徹底に関 わらず、當に反して公正取引を員会から指摘を受けて係争と なるリスクをせてにはできず、当該リスクが過大な場合、本 事業への参加が困難となります。 本条ク〜シに関しては御理解のとおり本件契約のみを対象:しています。 当該条文について、修正します。 市の催告によらない解 除権 事業契約書 第83条 1 (11) ク〜シに規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、 事業の応募手続きに関するものと認識でよろしいでしょう 御理解のとおりです。No246の質問・回答を参照してくだ 市の催告によらない解 除権 事業契約書 (11) 28 第83条 1 247 御理解のとおりです。No246の質問・回答を参照してください。 『事業者(事業者が共同企業体であるときは、その構成員 のいずれかの者。)が次のいずれかに該当する場合』とあり ます、この条文は本事業に該当した場合のみと理解してよろ しいでしょうか。 市の催告によらない解 248 事業契約書 28 第83条 1 (11) 御理解のとおりです。No246の質問・回答を参照してください。 第83条(11)ク、ケ、コについては、本件契約に限定される ととの理解でよろしいでしょうか。 市の催告によらない解 除権 249 事業契約書 29 第83条 1 (11) ク~= クーシに規定される独占禁止法及び刑法違反について、この内容は契約手続き期間を対象とするものでしょうか? (一般的に業務契約の場合、刑決定後指名停止処分にはなりますが、履行中業務の解除はなされないと判断しています)また、万が一告発を受けた場合、刑確定までは業務を執行するということでよろしいでしょうか? No246の質問・回答を参照してください。 本件契約のみを対象としており、対象となる期間や確定日 こついては、本条文の通りです。 事業契約書 市の催告によらない解 除権 第83条 1 (11) 御理解のとおりですが、第89条第4項も参照してくださ 本事由による契約解除となった場合、第81条2の定めにより施工中までの費用は払われるということでよろしいでしょ 市の催告によらない解 除権 事業契約書 第83条 1 (11) 251 岡崎市と事業者による企業誘致支援業務内容の変更協議が 調わないことにより、本件契約が解除となる場合、違約金の 対象に該当しない、との理解でよろしいでしょうか。 御理解のとおりです。 第89条第1項は関連公共整備業務及び宅地造成業務、第2項 は維持管理業務を対象としており、企業誘致支援業務は対象 としていません。 事業契約書 第89条 252 違約金 31 第89条と第90条の両方の条項に抵触するような事例があっ た場合の違約金は、二重で請求されないとの理解でよろしい でしょうか。 No254の質問・回答を参照してください 第89条 及び第 90条 253 事業契約書 違約金 31 第90条の違約金が請求される事由が、第89条で違約金が請求される事由が、第80条で違約金が請求される契約解除事由と内容的に重なっており、第90条と89条で二重に進給金が請求されるのは不合理と考えます。第90条を削除いたさ、進約金の請求は、第89条のみとしていただくことは可能でしょうか? 当該条文を修正します。 談合等不正行為があっ た場合の違約金 事業契約書 31 254 第90条 事業契約書(案) 第90条 談合等不正行 為があった場合の違約 第90条第1項については、本件契約に限定されるとの理解 でよろしいでしょうか。 御理解のとおりです。 No257の質問・回答を参照してください。 事業契約書 1 255 31 第90条 (1)~(3)に規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て、 本事業の応募手続きに関するものとの認識でよろしいでしょ うか。 御理解のとおりです。 No257の質問・回答を参照してください。 (1) (2) (3) 事業契約書 31 第90条 1 256 (1)~(3)に規定される独占禁止法及び刑法違反は、全て 本事業の応募手続きに関するものと理解してよろしいでし うか、事業領域の広い企業では、コンプライアンスの徹底 関わらず、意に反して公正取引委員会から指摘を受けて係 となるリスクをゼロにはできず、当該リスクが過大な場合 本事業への参加が困難となります。 本条に関しては御理解のとおり本件契約のみを対象としま 。 当該条文を修正します。 談合等不正行為があっ た場合の違約金 事業契約書 31 第90条 1 (1)(2)(3)については、本事業に該当した場合と理解して よろしいでしょうか。代表企業が本事業以外も対象となりま すと、100分の10に相当する違約金が発生するリスクを、地 元企業も背負っととになってしまいます。地元でのアロジェ クトに地元企業が構成員としても参画しずらくなってしまい ませ 御理解のとおりです。 No257の質問・回答を参照してください。 (1) (2) (3) 事業契約書 第90条 第89条による連約金に追加して、貴市の逸失利益まで含む 掲書賠償の請求ができる規定となっていますが、事業者に過 度の負担がかかりますので、逸失利益は除いていただけない でしょうか。 原文の通りとします。 事業契約書 契約解除の効力 第95条 2 設計業務の完了時に提出する 部の書類の部数が 御理解のとおりです。要求水進書を修正します。 準書32頁の記載と一致しておりません。当該「別紙2」が優 先されると理解してよろしいでしょうか? 260 事業契約書 提出書類の部数 38 別紙2 2 維持管理期間中の損害分担 「不可抗力の事由1件ごとに当該年度の維持管理業務費の 「相当額に至るまでは事業者が負担する」とありますが、事 業者には、例えば異常降間等の制御ができないため、それら が年度中に重なった場合、多額の分担金を強いられる可能性 があります。不可抗力の事由、件ごとではなく、当該年度の 累計額で1%以内として頂けないでしょうか。 現段階では、原文のとおりとしますが、事業契約書に 、協議してください。 不可抗力による追加費 用及び損害額の分担 261 事業契約書 43 別紙4 3 (2) ア 土木保険に支払い限度額」「免責金額」に規定がありません。これについては事業者側の判断で問題ないと理解してよろしいでしょうか? 御理解のとおりです。 262 事業契約書 十木丁事保険内容 44 別紙5 1 (1) ゥ 土木工事保険の付保条件に「水災、雪災害、地震、津波、 噴火担保とする。」とありますが、要求水準書 (楽) P.11で は「水災、雪災害担保とする。」となっております。実施方 対等に関する質問回答が2.09を踏まえ、要求水準書の記載に 合わせていただけませんでしょうか? 御質問のとおり、事業契約書を要求水準書に合わせて修正 します。 事業契約書 土木工事保険内容 別紙5 1 (1) ゥ 263

質問 第三者賠償責任保険に限度額 「免責金額」に規定がありません。これについては事業者側の判断で問題ないと理解してよろしいでしょうか? 回 答 御理解のとおりですが、一般的には免責金額10万円として います。 第三者賠償責任保険内 容 事業契約書 44 別紙5 (2) ウ 264 1 青木川2K/400上流に市道からの放流管渠がありますが、利 用可能でしょうか。 河川管理者との協議が必要な事項のため、業務を実施する うえで確認してください。 『現地説明会』 現地調査の結果より 265 その他 而で108くとようが。 108く2 参考資料 調整池計画」と、配布平面計画図では 調整池が5シンプ、電気室管理用通路にて分断されています が、一体の構造と考えて蒸支えないでしょうか。 また、スマートインターの流域も調整池流域に加えると考 えてよろしいでしょうか。 市が想定する調整池の構造については、貸与資料の「阿知 和地区工業団地整備に伴う都市計画協議資料作成業務報告 書」における調整池検討資料を参照ください。 なお、調整池の流域等細については、各種申請に許可が 得られる内容としてください。 貸与 7-4~6 8-10 8-11 『貸与資料』 工業団地基本設計業務 報告書より 266 その他